

平成27年五條市議会第2回6月定例会（第3号）

日 時 平成27年6月5日（金） 午前10時 開議

議事日程

第1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	養 田 全 康	<p>1 これからの五條市の福祉行政について (1) 高齢者の福祉について (2) 障害者の福祉について</p> <p>2 教育の現状について (1) 小・中学校の新学期の状況について (2) いじめ・不登校児童生徒について (3) 中学校の部活動について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・教育長 部長</p>
2	大 谷 龍 雄	<p>1 紀伊半島大水害の原因を掌握した水 害防止対策について (1) 主要原因であった豪雨防止対策に ついて (2) 上流ダムの緊急放流防止の要請に ついて (3) 早めの避難勧告及び指示について (4) 水害発生後における緊急救援につ いて</p> <p>2 紀伊半島大水害で被災された皆さん への義援金及び寄附金の総額と分配及 び用途の状況と市民への報告について</p> <p>3 自衛隊を海外の戦闘地域へ派兵する 安全保障法制案の危険性と米軍と自衛 隊の日本国内における訓練演習の危険 性から考えた陸上自衛隊駐屯地誘致の 見直しについて (1) 安全保障法制案の危険性について (2) 米軍と自衛隊の日本国内における 訓練・演習の危険性について (3) 災害救援態勢の強化について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>

- 第 二 報 第 五 号 平成二十六年五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について
- 第 三 報 第 六 号 平成二十六年一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告について
- 第 四 報 第 七 号 平成二十六年五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 五 報 第 八 号 平成二十六年五條市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第 六 報 第 九 号 平成二十六年五條市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 七 報 第 十 号 平成二十六年五條市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 八 報 第 十 一 号 平成二十六年五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第 九 報 第 十 二 号 専決処分報告、承認を求めるとについて（五條市税条例等の一部改正）
- 第 十 報 第 十 三 号 専決処分報告、承認を求めるとについて（五條市都市計画税条例の一部改正）
- 第 十 一 報 第 十 四 号 専決処分報告、承認を求めるとについて（半島振興対策実施地域指定等に係る市税の特別措置条例の一部改正）
- 第 十 二 報 第 十 五 号 専決処分の報告、承認を求めるとについて（五條市国民健康保険条例の一部改正）
- 第 十 三 報 第 十 六 号 専決処分の報告、承認を求めるとについて（五條市介護保険条例の一部改正）
- 第 十 四 報 第 十 七 号 専決処分の報告、承認を求めるとについて（平成二十六年五條市一般会計補正予算（第八号））
- 第 十 五 議 第 十 四 号 五條市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について
- 第 十 六 議 第 十 五 号 五條市食肉処理加工施設設置条例の制定について
- 第 十 七 議 第 十 六 号 五條市上野公園条例の制定について
- 議 第 十 七 号 五條市阿田峯公園条例の制定について
- 議 第 十 一 号 五條市都市公園条例の一部改正について
- 議 第 十 二 号 五條市上野公園等条例の廃止について
- 第 十 八 議 第 十 八 号 五條市行政手続条例の一部改正について
- 第 十 九 議 第 十 九 号 職員の再任用に関する条例の一部改正について

- 第二十 議第 四十号 五條市国民健康保険条例の一部改正について
- 第二十一 議第四十三号 市道路線の変更について
- 第二十二 議第四十四号 平成二十七年五條市一般会計補正予算(第一号)議定について
- 第二十三 議第四十五号 平成二十七年五條市下水道事業特別会計補正予算(第一号)議定について
- 第二十四 議第四十六号 平成二十七年五條市墓地事業特別会計補正予算(第一号)議定について
- 第二十五 議第四十七号 平成二十七年五條市介護保険特別会計補正予算(第一号)議定について
- 第二十六 議第四十八号 平成二十七年五條市大塔診療所特別会計補正予算(第一号)議定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
吉田	山口	福塚	岩本	窪田	吉田	宗部	牧野	平岡	養田
雅	耕		佳		康	雅	清	全	
範	司	実	孝	秀	正	寛	一	司	康

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	太田
副市長	榎内
教育長	内成
理事（総務部長）	好紀
市長公室長	山田
危機管理監	福塚
すこやか市民部長	山本
あんしん福祉部長	稲次
産業環境部長	河村
都市整備部長	辻
教育部長	田中
西吉野支所長	近井
大塔支所長	山本
水道局長	泉谷
会計管理者	河田
秘書課長	西尾

市長	太田
副市長	榎内
教育長	内成
理事（総務部長）	好紀
市長公室長	山田
危機管理監	福塚
すこやか市民部長	山本
あんしん福祉部長	稲次
産業環境部長	河村
都市整備部長	辻
教育部長	田中
西吉野支所長	近井
大塔支所長	山本
水道局長	泉谷
会計管理者	河田
秘書課長	西尾

市長	太田
副市長	榎内
教育長	内成
理事（総務部長）	好紀
市長公室長	山田
危機管理監	福塚
すこやか市民部長	山本
あんしん福祉部長	稲次
産業環境部長	河村
都市整備部長	辻
教育部長	田中
西吉野支所長	近井
大塔支所長	山本
水道局長	泉谷
会計管理者	河田
秘書課長	西尾

市長	太田
副市長	榎内
教育長	内成
理事（総務部長）	好紀
市長公室長	山田
危機管理監	福塚
すこやか市民部長	山本
あんしん福祉部長	稲次
産業環境部長	河村
都市整備部長	辻
教育部長	田中
西吉野支所長	近井
大塔支所長	山本
水道局長	泉谷
会計管理者	河田
秘書課長	西尾

十一番	益田
十二番	大谷
	龍吉
	雄博

事務局職員出席者

企画政策課長 水本俊明
財政課長 和田剛明
土地開発公社事務局長 上田幸則

事務局長 竹本勝治
事務局次長 久保雅彦
事務局係長 辰巳大輔
事務局主任 片山仁美
速記者 柳ヶ瀬五美

午前十時零分再開

○議長（窪 佳秀）ただいまから、昨日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（窪 佳秀）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。
配布漏れはございませんか。――。
これより日程に入ります。

○議長（窪 佳秀）日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。
議員各位には申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。また、議員各位には一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。理事者側各位にも御協力をお願いします。

初めに、一番、養田全康議員の質問を許します。一番養田全康議員。

〔一番 養田全康質問席へ〕

○一番（養田全康）議長から発言の許可をいただきましたので、一番養田全康の一般質問を通告のとおりさせていただきます。

まず、大きな一番として、これからの五條市の福祉行政についてお尋ねいたします。

厚生労働省発表では、六十五歳以上が二〇二二年八月発表で三千五十八万人、人口比率二四パーセントとあります。また二〇五五年には三千六百二十六万人と、人口比率に対して三九・四パーセントまで上昇するというような傾向にあるようですが、日本では世界的に見ても超高齢化大国であるようですが、今現在の五條市の状況を聞かせていただけますか。

○議長（窪 佳秀）河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友）おはようございます。

一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

本市における高齢者の現状でございますけれども、本市の人口は、平成二十七年四月一日現在、三万二千八百九十九名、高齢者六十五歳以上の人口が一万六百二十八人、高齢化率三二・三パーセントとなっております。約三人に一人が高齢者となっております。今後、団塊の世代が七十五歳以上となります平成三十七年には、高齢化率が約四〇パーセントとなる見込みとなっております。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）全国的に見ても五條市の高齢化率は少し高い、奈良県の平均よりもかなり高いような状態である感じがするのですけれども、そんな中で、五條市が今現在高齢者福祉で鋭意取り組んでいるような施策はどのようなものがあるのか、教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀）河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

本市の高齢者福祉の施策につきましては、老人保健福祉計画及び介護保険事業計画によりまして、高齢者社会をめぐる重要な課題に対して、市が目指すべき基本的な施策目標を定めまして、基本理念であります「生きがいのための健康づくり・機会づくり・安心づくり」に基づき、取り組んでまいっております。

具体的には、「生きがいのための健康づくり」といたしまして、健康診査・介護予防事業、こころの健康相談、歯周病疾患検診の実施に取り組んでまいりました。

生きがいのための機会づくりといたしまして、高齢者の就業機会の充実のため、シルバー人材センターの軽易な就業を提供、老人クラブが中心となって軽スポーツの開催や世代間交流事業を通じまして、高齢者の生きがいづくりを行い、地域交流や世代間交流、西吉野で行われておりますふれあい健康祭などの支援を行ってまいりました。

生きがいのための安心づくりといたしまして、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、介護保険サービスの提供だけでなく、高齢者の在宅での生活を支えられるよう、軽度生活援助事業を始め、緊急通報装置の貸与事業などの見守り事業、重度の介護者を持つ家族に紙おむつを支給する事業など生活支援・家族介護支援のサービスを行ってまいりました。

また、生活困窮高齢者が、安心して暮らせる住まいとして、五條市立養護老人ホーム花咲寮などの生活支援施設へ入所の相談等も行ってまいります。

地域での総合的な高齢者の支援や地域包括ケアの推進の中心的役割を果たします施設である地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、ケアマネジャーなどの専門職が、地域の高齢者の様々な相談や介護予防事業、権利擁護、高齢者虐待の対応など、高齢者の総合的な支援を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 今おっしゃっていただいたようなことを取り組んでいただいておりますけれども、平成二十二年に行われた国勢調査で奈良県の独居老人数というのが、四万六千九百一名、全国で二十五位というような結果であったのですが、今五條市の独居老人の数というのを教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀） 河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、五條市で住んでおられます独居老人数についてでございますけれども、毎年十月一日現在で、民生委員を中心といたしまして、各戸別訪問をしていただき、調査をしております。社会福祉協議会のデータでございますけれども、一人暮らしの高齢者は、一千三百四十八名、高齢者のみの世帯につきましては一千二百二十三世帯となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 五條市でも独居老人一千三百四十八名おられるということですね。またそれを踏まえて聞くのですけれども、厚生労働省では認知症患者というのを二〇一〇年で二百八十万人、二〇二五年には四百七十万人増加する見込みだということが発表されているのですが、今現在五條市の要介護者数、分かりましたら教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀） 河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、五條市の要介護者数でございますけれども、平成二十七年四月一日現在の要介護一から五までの認定者数は、一千七百四十八名、要支援者一、二につきましては六百三十八名で、合計二千三百八十六名となっております。

なお、このうち介護保険サービスを利用をされている方につきましては、一千八百九十五名となっております。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） その中で、今後高齢者の増加が見込まれると、今現在でも要介護者数が二千三百八十六名ですよ。おられるという状態ですけれども、今後例えば、二十年、四十年と、年を重ねるごとに増加傾向にあると思うのです。団塊の世代が七十五歳を迎えるこの頃に今現在五條市にある介護サービス事業だけで民間も含めましてですけれども、賄っていけるようなものなのかどうか、分かれば教えてください。

○議長（窪 佳秀） 河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

今後、高齢者増加が見込まれる中、現在、五條市にある介護サービス事業所だけで賄えるのかという御質問でございます。

介護保険サービス量の見込みにつきましては、三年に一回、介護保険事業計画の見直しによりまして、今後、三年間の介護給付費の見込みを算定しております。二十七年度から二十九年度までの第六期介護保険事業計画におきましては、過去の実績を踏まえまして各サービス量の三年間の見込みの計画を立てまして、不足するサービスについては、施設等を増やすなど計画を立てております。

第六期の事業計画においては、高齢者の認知症や単身世帯が増加する中、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができずように、身近な生活圏域での福祉サービス拠点として、地域密着型サービスの整備を進めております。

今後、在宅における支援の充実や認知症高齢者の増加によって必要性が高くなると見込まれます認知症対応型通所介護施設、いわゆる認知症デイというものでございますけれども、これについては、一箇所、また、小規模多機能型居宅介護施設につきましては二箇所を第六期中に新規の整備ということで検討をしていきます。

なお、認知症対応型共同生活介護施設、いわゆるグループホームというものでございますけれども、これにつきましては、第六期事業期間中においては、現状の五施設、九十人の定員をもって、現状のまま進めてまいりたいというふうに考えております。

また、在宅サービスの基盤整備等に加えまして、社会環境の変化によりますます多様化するニーズに合わせたサービスの充実と質の向上を図っていく必要があるため、地域包括ケアシステムの充実に向けて、元気な高齢者を含めた地域みんなによる高齢者への生活支援や見守りの充実、在宅医療と介護の連携などの各種施策に積極的に取り組んでいきまして、介護予防を推進し、介護保険の給付費の抑制を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、高齢者の就労支援につきましては、シルバー人材センターが、定年退職者やその他高齢者に対し、希望に応じた臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、高齢者の能力を積極的に活用するため、組織的に就業を促進することによりまして、高齢者の生きがいの充実や福祉の増進を図っております。

二十七年度の会員登録数は、三百三十名となっております。市の委託事業の一つであります高齢者の日常生活上の買い物支援や家の掃除など、軽易な援助を行う軽度生活援助事業を行い、介護予防の事業を行っております。

また、これは統計調査の結果なんでしょうございますけれども、国が五年に一度実施しております就業構造基本調査の結果を見ますと、奈良県の六十五歳以上の就業率は男性で二七・三パーセント、女性で一パーセント、全国では男性で三〇・二パーセント、女性一四・六パーセント

となっており、奈良県は幾分か下回っておるということでございます。

まだ、五條の情報については入っておりません。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） まず、今の介護サービス事業だけで賄えるのかという質問に対しては、おおむね賄えるけれども、足りないところは追加していくような方向で考えるよというような形でよろしいですね。そうですね。そうですね。

その中で、就労支援というお話が生まれて、奈良県においては男性で二七・三パーセント、女性が一一パーセントというような形で、全国平均よりも下回っているというような状態でありまして、奈良県においては男性で二七・三パーセント、女性が一一パーセントというような形で、全国といえそうではないと思うのです。すごく元気な方が大変いらっちゃって、まだ現役でばりばり働いている方がたくさんおられると思うのですけれども、今現在五條市で高齢者の就労に向けた何か取組をされているようなところがあつたら教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀） 河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいま御報告申し上げましたとおり、シルバー人材センターを通じて約三百三十名が登録されております。その方々の就労支援ということのみで、主だった特にその他就労支援は行っておりません。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） シルバー人材センターさんに三百三十名が在籍しているというような状態であるんですね。その中で、今現在五條市で六十歳以上の人口というのは何人くらいおられて、シルバーさんに三百三十名が在籍されているのか教えてもらえますか。

○議長（窪 佳秀） 河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市の六十五歳以上の人口につきましては、二十七年四月一日現在で一万六百二十八名でございます。そのうち三百三十名が登録をされておることでございます。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 一万人を超えるような人口があるというような中で三百三十名、それは例えば体の介護が必要であったり働けないというような方もおられるかと思うのですけれども、しっかり高齢者に対しての就労の支援、働いてもらって高所得になってもらったらまた税金も納めてもらえるとか、いろいろな方向で改善されていくのかなと、市民も改善されていくのかなと思いますので、就労支援に向けて何か鋭意取り組んでいただけたら大変有り難いと思います。

続いてなんですけれども、住宅密集地と山間部では福祉のサービスに違いがあるのかなと思うのですけれども、五條市は山間部が約七割を占めるというような地形でありますので、地域を区切ってサービス内容を変えるとか、そういうような必要性があると思うのですけれども、それについては検討されているのでしょうか。

○議長（窪 佳秀） 河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

本市では団塊の世代が七十五歳以上となります十年後の平成三十七年に向けて、高齢者福祉の施策として、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援等を連携しながら充実を図る、いわゆる地域包括ケアシステムの構築を現在進めております。

本年度において、今回の補正予算にも計上させていただいておりますので、県の補助事業を活用して「五條市地域包括ケアシステム構築全体構想」というものを策定する予定でございます。

五條市における地域包括ケアのまちづくりを進めていくためには、それぞれの地域の実情や市民のニーズを把握し、それぞれの地域にあった施策やサービスの提供をしていく必要があるため、市全体を中学校区域ごとに六つの圏域に分けて、圏域ごとに、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築していきまして、それぞれのまちづくりを進める構想を練り、五條市における地域包括ケアシステム全体構想の策定を行ってまいります。

また、各圏域の実情や市民のニーズを把握し、それぞれの地域にあった施策やサービスを提供するため、平成二十九年四月より、介護保険の地域支援事業として、介護予防・日常生活支援総合事業というものを実施いたしまして、これまで全国一律であった介護予防通所・訪問介

護を市が独自に実施することで、地域の社会資源を積極的に活用した介護予防の取組を実施していくことが可能となり、専門的なサービスに加えて、NPOやボランティアなど多様な主体によるサービス提供が図られるようになります。

また、地域住民がサービス提供側として参加することができまして、その中で、高齢者自身が支え手側に回ることも考えられ、高齢者が地域活動に参加することは生きがいや介護予防につながることで大いに期待できることから、市は高齢者がサービス提供の主体として活動することを積極的に支援する施策を進めてまいりたいと考えております

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番 養田全康議員。

○一番（養田全康） 地域包括ケアの中で中学校区を六つに分けて地域別にきちんと鋭意取り組むということでもよろしいですよ。

これ都心部と言ったらいいか、町場の人口密集地と山間部、かなりサービス提供の内容に差があつて当たり前なのかなと、また山間部においても山間部に合ったような形でそういう福祉サービスを提供していただけたら有り難いなどそのように思います。

その中で、今現在高齢者社会の対応で国土交通省と厚生労働省の共管によって平成二十三年より住宅施策サービス付き高齢者向け住宅、サービス付き高齢者住宅ですよ、これがスタートしているのですけれども、五條市にサービス付き高齢者住宅は何件あつて何床あるか、教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀） 河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友） 一番 養田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

現在西吉野にあります、「高齢者総合福祉施設 はるす 西吉野」という事業所内に九室、定員十一名でございます。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番 養田全康議員。

○一番（養田全康） はるすさんで九室、定員十一名やと、これって今現在満室でございますか。（河村あんしん福祉部長うなずく） 満室、はい。

これ、これから花咲寮を建て替えていこうと、ただこのサービス付き住宅、どっちかという、高所得者向けの住宅だと思つたんですけど、間違いないですかね。

○議長（窪 佳秀） 河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

養護と比べますと、いわゆるマンション形式といいますが、部屋を借りるという、アパート形式といいますが、そういったところに介護サービスが付いておるといふふうなことでございますので、養護と比べますと高くなります。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） マンション形式でどちらかというと高額な部類に入るといふような形であるみたいなんですけれども、今現在花咲寮もこの前僕見学に行かせていただき見せていただきました。大変老朽化が進んでいるということで、建て替えも考えられているような形であると思うのですが、今現在五條市が税金を投入して赤字経営で回っているような状態になっていると思うのです。そうなるときに、これまた新しい花咲寮にリニューアルしようというときに、いつまでも赤字経営では苦しいのではないのかなと、ある程度の収益を上げて、黒字経営でまわる、ただそこで問題なのは民間企業の圧迫にならないような形で展開していくのが大事かなとそのように思うのですが、市長よろしいですか。市長にお尋ねしたいのですが、これから先、花咲寮をどのような形で事業展開されていこうとお考えか。

○議長（窪 佳秀） 太田市長。

○市長（太田好紀） 一番養田議員の質問にお答えをしたいと思います。

花咲寮に対しての今後の事業展開ということでありまして、現在のところいろいろと内部委員会、外部委員会で検討した結果、継続していこうということで、奈良県下にも今現在あいう施設におきましては、民間に委託したりいろんな形の中で直営にやっているところはほとんどなくなってきました。そんな形の中で、五條市がなぜ進めていくかということ、当然今から高齢者がどんどん増えていく、高齢化率も先ほどから担当部長が言われたように、七十五歳になった団塊世代の方が相当増えてくるというそんな状況の中で、これから大変必要であるかと、民間でやることも大変なのか分かりませんが、五條市として奈良県下でほとんどやっていないことを私たちは逆にやる方がいいのではないかと一つの結論が出たのも事実であります。民間に委託するのも一つであるかも分かりませんが、長年花咲寮というのは、当初からのいろんないきさつもあって現在にまで至っています。確かに今赤字と言われましたけれども、ほとんど赤字は解消されています。確かにあそこの定員数が八十人ですけれども、今現在四十二、三人まで減っておりますけれども、大概五十人程度で、大体採算ベースに乗るといふように聞いております。今後いろんな形の工夫をしながら、黒字化には十分やっていけるといふ前提の基でいろんな方法、今

度建てるにおいても経営的な方針においては、黒字化できるというように私は聞いております。その中でのベット数とか、いろんな問題も精査しながらの検討、最終的な決断に至っているところであると思うのですけれども、今後そういう形の中で、五條市としてこれから高齢化比率がどんどん上がっていく、そしてあそこは養護老人ホームということで、元気な方がということでありますけれども、それではこれからはやっていけない状況になるかなと、総合的な形の中で五條の今の現状を踏まえながら、ある程度変えるところは変えていきながら、そのニーズに応じた形の中で対応してまいりたいとそういうふうを考えております。

以上です。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 確かに現在の花咲寮、老朽化が進み、また奈良県下では公営でやっているような養護老人ホームというのは花咲寮だけやと、また奈良県南部のそういう低所得者に対しての受け皿が必要だというのは大変よく理解させていただいたのですけれども、できるだけ黒字経営で、健全な状態でまわっていたらいい方向で考えていただきまして、その一つがこのサービス付きの高齢者住宅ではないのかなと、またその他のサービスについて、収益が上げられるような形で運営できるのであれば鋭意検討お願いしたいなと、そのように思うわけであります。

続いて二番の障害者福祉についての質問に移らせていただきます。

国の障害者自立支援法、平成十八年四月に施行されて、また平成二十五年の四月には自立支援法が改正されたと、そんな中、今現在五條市でどういったような取組をされておるのか聞かせていただけますか。

○議長（窪 佳秀） 河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

障害者に対する事業につきましては、国の制度に基づく事業を五條市としても実施しておりますが、身近な窓口といたしましては、社会福祉課窓口で各種手続きと同時に相談を受けまして、必要なサービスにつなげるほか、大淀町にございます「特定非営利活動法人 吉野コスモス会 のどか」に業務を委託しながら連携し、生活相談支援を実施しております。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康）そんな中、第四期の障害福祉計画の中に、専門職の状況というものがあるのですけれども、また相談員の配置状況、これを見させていただけますと、例えば民生委員さんとか児童委員さんという地域の役員さんが百二十二名いらっしゃると、また身体障害者の相談員、五條市はゼロやと、いらっしゃらない。知的障害もいらっしゃらない、精神保健福祉相談員もいらっしゃらない、そしてまた療育の相談員もいらっしゃらない、聴視覚の相談員もいらっしゃらない、民生委員さんとか児童委員さんというのは地域の役職ですね。それ以外には何も相談員さん、そういうような免許、また勉強された方がいらっしゃらないというような状態に今現在なっているのですけれども、これを行うにか改善しないと細かなサービスというのはできないと思うのですけれども、それについてどうですか。

○議長（窪 佳秀）河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

私、今述べましたように、ほとんどの精神障害疾患を持つ方の相談でございますとか、障害福祉等々、のどかをお願いしておるというのが現状でございます。ただ社会福祉課の福祉係には今現在保健師も一名配置しておりますし、また新年度で精神保健福祉士を新規採用ということで一名募集する予定でございます。その者に社会福祉のみならず高齢福祉も相談業務に当たってもらうという方向で今一名を募集させていただきます。以上でございます。

（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）これ例えば課とか部とかそういう垣根を越えているのではないかなと、住民サービスをする上で必要ではないのかなと、そのように思うのですけれども、どう考えられますか。

○議長（窪 佳秀）河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり福祉は三十年前に言いますと、福祉事務所といたしまして、一本化されておったのですけれども、今は国の施策等々によりまして細分化されてきて、それぞれの課で担当するというふうになっております。本来ですと、垣根を越えまして一律で社会福祉事務所ということで、福祉行政に取り組んでいくというのが一番いい姿かなというふうに思います。そのためにも先ほど申しましたように、精神保健福祉士という者を雇用いたしまして、福祉全般的の相談ということで仕事にあたらせるということで、今回募集を掛けておりますので、御理

解賜りたいと思います。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） これ第三期もこのような状態やったのですかね。

○議長（窪 佳秀） 河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のとおりでございます。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 第三期もそのままやと、数年たった第四期出してもこのままの状態やと、何ら変わりが無いような私気がするのですけれども、第四期をしっかりと出していただいて、そういう専門員さんの求人を出してくれたのですね。しっかりとこの部分を改善できるような施策を考えていただきたいと思います。

続きまして、今現在のどかさんに業務を委託していると、どかさんにはそういう専門員さんがおられると思いますけれども、その利用状況や相談内容はどのような状態になっているのか。これを教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀） 河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十六年度の、のどかでの相談者数は百三十四名でございます。延べ一千二百三十二回ということでございます。

相談の内容につきましては、福祉サービスや健康・医療について三百十三人。また就労・社会参加余暇活動について二十九人などが含まれます。

この相談に係る周知については、奈良県の「相談ならダイヤル」に登録しておりますけれども、今後は広報等への掲載についても検討してまいりたいというふうに考えております。

また、この相談の利用者の反応は、直接聞くことができていないのが現状でございます。先ほど議員が御指摘のとおりでございます。今後

アンケート等、方法をいろいろ検討いたしましたして、状況把握に努め四期以降の事業に反映していきたいというふうに考えております。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康）のどかさんのことをなぜ言うかというたら、三月の委員会で利用状況を聞かせてもらったと、そのときに何名の方が行かれていますかと、その後、利用状況はどういう内容になっているのか、確認されているかという話をさせてもらったんですよ。予算委員会でしたかな。そのときにこれから考えてちゃんと取っていきますというような答弁をいただいたと思うのですけれども、それがあつて今この質問をさせていただいているのです。三月から六月までに何人の方をのどかさんに相談としてお話持つて行かれたか教えてもらえますか。

○議長（窪 佳秀） 河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

手元に四月から現在までの資料がございません。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康）今の答弁の中にもありましたように、多分のどかさんには相談に行かれていますけれども、その後のフォローができていないというような状態で止まっていると思うんです。しっかりと五條市が業務委託して、その中で「のどかさんへ行ってくださいね。」というのですから、その後どうなったのかというのをきちんと最後までみる必要があると思うのですけれども、これは非やってくください。お願いいたします。

そんな中、五條市の障害者手帳の保持者というのは年々増加傾向にあると僕は認識しているのですけれども、どのような推移になっているのか、教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀） 河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

現在の五條市における障害者数につきましては、それぞれ手帳をお持ちの方の数で言いますと、五月末で身体障害者手帳をお持ちの方が一級四百四十二名、二級二百七十二名を含みます六級までの合計数が一千七百四十七名、精神保健福祉手帳は一級二十四名、二級百十七名、三

級が三十一名、合計で百七十二名、また療育手帳のお持ちの方はAが百七十六名、Bが百三十五名で合計三百一十一名となっております。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 今答弁にありました、大変多くの方が障害者の手帳を持っておられるというような中で、障害を持たれる方が増加しているというの、見て分かるのです。福祉計画を見ても分かるのですけれども、現在五條市ではどのような施策が行われているのか、聞かせていただけますか。

○議長（窪 佳秀） 河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

障害者に対します施策といたしまして、本年四月から精神保健福祉手帳一級所持者に対しまして、全診療科における医療費助成を始めております。対象者は医療機関で受給資格証を提示していただき、三箇月後、自動償還されます。この負担につきましては県と市が二分の一ずつでございます。

この事業につきましては、実績が不明でございますので、今後事業の評価を行いまして、拡充の可否について検討いたします。

また、その他のサービスの周知につきましては、市内在住の障害者が利用できるサービスを一冊にまとめました「障害福祉のしおり」というものを社会福祉課で作っております。そのしおりを社会福祉課の窓口はもちろんのこと、市のホームページや広報等にも掲載予定をしております。

また、障害者の皆様の目に止まる場所に設置するとともに、民生児童委員、自治会、また市議会等へ配布させていただきまして、各種の相談窓口の啓発に努めたいというふうに考えております。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 平成二十七年の三月に第四期の五條市の障害福祉計画が発表されたのですね。これは例えば三期との差やどのような目的の中で作られたのか、お話しいただけますか。

○議長（窪 佳秀） 河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

第四期五條市障害者福祉計画につきましては、今年三月に策定をいたしました。これは第三期計画が平成二十六年度末に終了したため、次期計画を策定したものでございます。

差と言いますと、特に法律改正に基づきます変更箇所が主でございます。対象となる障害者の範ちゆうが広がったことであったり、また障害のある人の課題解決や適切なサービス利用に向けまして、全ての対象者に質の高い計画が作成されるよう、相談支援専門員を通じて地域における支援態勢の充実を目指すことを盛り込んで、今回の計画を立てております。

今後はこの計画に基づきまして、障害者施策を推進し、少しずつではありますけれども、障害者の皆様方に社会福祉課を身近に感じていただきます、ともに考えられる態勢を目指したいと考えております。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） なぜ聞かせていただいたかと言いますと、これ見せていただく中で、「何々していく必要があります。」とか、そういう言葉ばかり出てくるんですね。ということは、改正していかないといいけないということは確実に分かっているということだと思っております。ただ第三期と第四期を見させていただいて大差がないと、僕自身そういうような思いを持ったのです。

これまた、国の方で決められた改正条項を見ながら改正していますよというのではなくて、五條市の障害福祉計画なので、五條市に合ったような形でやっていかないといいけないと、そのように思うのです。それを踏まえて、次に聞かせていただきたいのですけれども、平成二十五年四月から障害者優先調達推進法がスタートしたと、国や地方公共団体などは公的機関が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設から優先的、積極的に購入することを推進するというような、これ国の施策で出ているのですけれども、今現在五條市でそういった内容で物品やサービスを調達しているようなことってありますか。

○議長（窪 佳秀） 河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

今議員お述べのように、国におきましては、平成二十五年四月に障害者優先調達推進法が施行されました、それを受けて奈良県では既に障害者就労施設等からの物品の調達推進方針が策定されております。その中には施設等からの物品を調達するため障害者就労施設からの調達機

会増大の配慮として、それらの施設からの調達の可能性について検討することや、調達が可能になるよう分離分割発注などの配慮をすることが盛り込まれているようにございます。

今後五條市におきましても、他市の現状等も調査しながら五條市における取組として、どのようなことが可能かということを検討しまして、前向きに取り組んでいく必要があるというふうにごうに考えております

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康）今の答弁だったら、ないということですかね。今現在ないのですよね。国で二十五年に定められているにもかかわらず、今現在五條市では行われていないと、そういうことですね。これ、多分あると思いますよ。五條の五万人の森の清掃活動を障害者施設さん、法面の草を刈ったりとかしてくれているんですね。他にもあるんじゃないかなと、僕は思うのですけれども。ただ僕も今思い当たるところはそれくらいしかないので、数は少ないのではないかなと、そのように考えるのですけれども、国がそうしてあげてくださいねと、またそれをできるような団体が五條市に何個あるのか分かりませんが、しっかりとこういうことをできますよというのを啓発活動していただいて、障害者が自立していけるような状態をしっかりと拡充していただきたいなど、そのように思います。

続いてなんですけれども、公共団体では、法定雇用率の義務付けがあると思うのですけれども、今現在五條市はどうなっているのか教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対しまして、常時雇用する従業員の一定割合以上の障害者を雇用することを義務付けております。国・地方公共団体では二・三パーセントとなっておりますが、本年、六月一日現在の本市の法定雇用率は二・七パーセントでございます。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康）法定雇用率二・三パーセントであると、これ公室長、以前僕が質問させていただいたので覚えていただいていると思うのですけ

れども、今二・七パーセントあるよと、その中で質問させていただいて鋭意取り組むと言っていただきまして、六月一日から障害者に対しての雇用を広報に出していただきましたよね。そういう状態で進んでいるのは大変分かりますけれども、これ第四期の福祉計画では平成二十五年〇・二四パーセントとなっているのですけれども、これは正規雇用の数が〇・二四パーセントということでしょうか。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

いわゆる正職員と臨時雇用の職員がおるのですが、それ含めて二・四パーセントという、臨時職員も含めての数字だというように認識しています。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 二・四パーセント、〇・二四パーセント……、平成十八年度では二・四三パーセントなんですよ、ここに記載があるのはね。これは平成二十五年になつたら〇・二四パーセントになっているんですよ。一・とかじゃないんですよ。〇・ですよ。でも十八年には四百五十二名で身体障害者数が十一名おられると、そこで二・四三パーセントあるんですね。今現在は二・七パーセントあるんですか。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

本年六月一日現在で、議員お述べの法定の雇用率、五條市の場合は二・七パーセント、間違いございません。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） これね「本市職員の障害者雇用人数は、平成二十五年は一人であり、雇用率は〇・二四パーセントとなっています。」というの、正規雇用のことを言っているのですかね。それ以外に臨時職員でそれだけの数がおられるということですかね。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 一番養田議員の御質問にお答えします。

○〇・二四パーセントという非常に少ない数字でございますので、その数値に関しては確認をさせていただくということで御了解願いたいと思います。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康）一番御家族が心配されるのは、老後自分たちがその子供たちより早く老いていく中で、どう御飯を食べていくのだろう、この子らはというところにあるんだろうと思うのですよ。

千葉県で面白い試みがありまして、「チャレンジオフィスちば」、これは千葉県がやっているのですけれども、最長三年間、県で雇用しますよと、その方の作業能力等を確認して、またそのスキルアップを図って、一般企業に作業能力を確認した上で雇用を促すというような取組も千葉県はされておると、こういう先進的な例もあると思うのですけれども、現在第三期からの取組と課題に対して一般就労、五條市からあつせんした一般就労者、平成十七年度ゼロなんですすよねこれ。二十五年でもゼロですわ。ただでも二十六年に目標値七、七名を一般就労に送るよというような目標を立てているのですけれども、これゼロ、ゼロでずっときているはずなんですけれども、七つてできるのですかね。

○議長（窪 佳秀）福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

行政が一定期間、いわゆる仕事をしていただくのをいろいろ検討する、その結果を基に民間の企業に就労をあつせんするという、そういうふうな御質問かなと思うのですけれども、現在まだ五條市ではそういうことに関して取り組んでおるといふ状況ではございません。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）今の答弁でしたら、七人という目標数を設けているわけですね。これに対してじゃどう考えるのですか。

○議長（窪 佳秀）福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦）一番養田議員の御質問にお答えします。

その件に関しても、少し時間をいただいて答弁をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）一番養田全康議員。

○一番（養田全康）これだけ確認させていただきます。

これから先、五條市は障害者の雇用に対して間口を広げる、そういう思いは、今現在は身体障害者のみとなっておると思うのですけれども、間口を広げるというような思いはあるのかないのか教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 一番養田議員の御質問にお答えいたします。

あるのかないのかと言いますと、それは前向きに取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。ただし、障害をお持ちの方の障害の種別によってどういう場所で働いていただけるのかと、就労することが可能なかどうかと、いろいろ整理をしないといけない課題がたくさんあるのかなと思っております。その辺を整理した後に、判断をしてみたいというふうに考えております。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 「ある。」というお答えいただきましたので、そら障害の種別はかなりたくさんあると思いますので、その種別に即した形で考えていただけたら有り難いなど、そのようにお願い申し上げます。二番の質問に移りたいと思います。

教育の現状についてありますが、平成二十七年度の小学校・中学校の入学式も終わりました、本格的に新しい生活が子供たちはスタートしたわけでありますが、どの校区においても、子供らが元気に学校に通っているというような状態ではあると思うのですけれども、今年度の市内の小学校・中学校の新しいスタートした状態を教育委員会はどのように捉えておるのか聞かせていただけますか。

○議長（窪 佳秀） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

本年度も、既に二箇月余りが経過いたしました、各学校では特に大きな問題等も発生することなく、スムーズに新年度のスタートを切ることができたと報告を受けています。この間、普段の学校生活を始め、家庭訪問や春の遠足、野外活動、修学旅行などの大きな学校行事も終わり、本格的な教育活動が進められている状況となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 春の遠足、野外活動、そのほか修学旅行と大きな行事も終わってきたというようなお話がありました、今現在中学校で新たな取組がなされていると、今まで東京デイズニerlandに修学旅行行っていたのが、今ちょっと変わった取組で違う場所になったと聞かせていただいております。それが大変生徒や保護者に対して好評だと聞かせていただいておりますので、どのような取組でそのような

っていったのか、教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 一番養田議員の御質問にお答えさせていただきます。

修学旅行は各学校における大きな行事の一つとなっております。これは教育の一環として行うものであることから児童・生徒にどんなことを学ばせたいという目標に基づき各学校において行き先や現地での学習内容を決定しております。

修学旅行の行き先は毎年変更するものではありませんが、二年から三年を経過した段階で見直しを行う場合があります。

議員、今おっしゃっていたいただいた五條中学校の行き先変更についてなんですけれども、今年度は九州の長崎の五島列島へ変更をさせていただきます。その内容についてということから変更になったかと申し上げますと、五條中学校ではこれまで五條学として五條の良さを発見することを目的としたふるさと学習を特色として学校づくりを進めてきております。生徒たちはその学習を継続して取り組むことにより五條の町について調べ、五條の良さに気付いています。それをより確かなものとするために、自然が豊かで人のつながりが深い五島列島に行き、泊先の人に五條のことを発信する機会を持ちたいということと、昨年度は富士と東京ディズニーランド方面に行っております。行くだけで楽しい思い出や仲間とのつながりを深めることはできますが、離島における自然体験と民泊による人々とのふれあいを通して、生活をする人の温かさを感じ、改めて五條を見直すきっかけを作りたいということで、今年が行かれたらしいです。

実施した修学旅行の成果ですけれども、行く前にはこれまでの行き先の方が良かったと言っていた生徒が二泊して帰るときには、もう少しいたいという声が聞かれるほどだったというのを聞いております。特に民泊することで、五條の良さを伝えたり、また地元の方で家業の漁や地元料理と一緒に作ったりさせてもらうことで、交流を深めて生活する人の温かさを感じることができたということ聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 長崎の五島列島に行かれたと、そこで普段できない、奈良県は川はありますが、海がないので、漁業の体験とかそういうこともされて、船に乗せてもらったとか、魚の養殖場に連れて行ってもらったとか、いろんな大変いい話を聞かせていただきました。そんな中で、全国で就学旅行で初めて五條中学校が長崎の五島列島を訪れたというような形でテレビ局や新聞社からの取材も大変多く受けたということ、素晴らしい取組で、また五條の良さも子供たちは五島列島の方に伝えられたと考えているわけでありまして、各学校において

スムーズにスタートを切ることができたというような話を聞かせていただいて安心しておるのですけれども、市内の学校の中に小学校の一年生のクラス、これが大変元気づぎて落ち着いて授業ができないというような状態も見られているようなことがあると聞いたのですけれども、その状況を今現在教育委員会はどのように捉えているのか、教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

小一プロブレムや中一ギャップというような言葉があるように、小学校低学年では、学校生活に馴染むのに時間の掛かる児童、落ち着いて授業にのぞめない児童などの実態が見られることがあります。

議員御指摘のように、その現れ方は異なっていますが、市内の学校の中にも、そうした状況があり、その有効な対応に努めているところで、教育委員会としても、学校と連携して、その対応に向け指導を行っています。

学校は、子供たちにとって楽しい場でなければなりません。各学校では、複数体制で授業を行ったり、子供たちとのふれあいを大切にしたりするなど、楽しい学校づくりに向けた取組に努めています。教育委員会としては、家庭とのきめ細やかな連絡を大切にすること、さまざまなことでも教職員間で共通理解することなど、一人一人に丁寧な指導を進めるよう、今後も指導していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 市内の学校にもそういういった状況がありと、その有効な対応に努めるということ、現在確認されているということでもよろしいですよね。そんな中、何人かの保護者さんが固まって学校に相談に行かれたとか、そんな話を聞いているのですけれども、保護者から学校に相談があったと、このときに学校側で対応ができる、また教育委員会も学校側とともに対応しなければならぬと、そういった対応レベルの差といいますか、基準といいますか、そういうものというのはどういうところへんに置かれているのか、教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

議員御指摘の、対応基準あるいは対応の程度ということなんですけれども、保護者からの願いや思いで学校だけで対応が困難だと判断した内容は管理職から教育委員会や関係機関へも連絡がきます。そしてその必要に応じてその対応について学校や教育委員会、関係機関とも協議

もに、早急に児童・生徒から直接事情を聞き取り、解決に向けた取組を進めております。

さらに、各校の実情に合わせて、二回目の無記名のアンケート調査を実施し、重ねて現状を把握し、指導を行っています。

また、平成二十六年より導入した個人別生活カードを活用し、過去にいじめにあった児童・生徒や問題行動など、気になる子供たちの記録を保管し、教職員間で共有理解し、個別の指導を行っています。

こうした取組の中にあっても、それぞれの学校では、児童・生徒に係る人間関係には複雑な状況があり、指導の在り方によってはいじめが起り得るものと受け止め、学校との連携の下その把握に努めているところ です。

今後も、子供たちが、安全で安心して学校へ通学できる環境づくりに努めていく所存です。

次に、不登校児童・生徒の現状なんですけれども、平成二十五年度は、小学校九名、中学校十五名で、平成二十六年度は、小学校六名、中学校二十名とほぼ横ばいとなっています。

教育委員会においては、毎学期に実施する不登校調査を基に各学校に子どもサポートセンターの関係職員が訪問し、学校関係者と子供たちの状況や実態を共通理解するとともに、連絡、連携を密にして、学校に登校ができる環境づくりに努めております。

具体的な対策としては、不登校の児童・生徒及び保護者とカウンセラーが直接接見し、学校に登校することが困難な状況の児童・生徒については、子どもサポートセンターに設置している「くすのき教室」への通室を促しております。

ちなみに昨年度不登校により、くすのき教室に通室していた児童・生徒は十名で、そのうち五名いた三年生は、公立高校へ四名、通信制へ一名と、全ての子供たちが進学でき、現在もほとんど休みなく通学していることを確認しております。

不登校に関し、本人自身の心の問題や友人関係、家庭環境などの様々な要因が考えられ、その解消には難しい点がありますが、各学校と連携しながら今後も丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 各校において一学期の六月中旬に無記名のいじめアンケート調査を実施されたということでありませうけれども、これは中学校・小学校、全校生徒に対して行われたということでしょうか。

○議長（窪 佳秀） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 小学校・中学校・全校生徒でございます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） そんな中で、そういういじめは減少しておるといふことで、大変成果が出ておるのではないのかなと、そのように思うのと、また、くすのき教室におられた五名の三年生は公立高校や通信の学校へと進学することができたと、そういう状態を取り組んでいただけていることは大変有り難いと思うのですけれども、いろいろな家庭の事情があると思うのですけれども、物品の購入、子供たちが学校に通うときに絵の具セット買ってくださいねとか習字セット買ってくださいねとか、うちも子供がおりますんで、学校から散らしのようなものをいいたいで、ここから選んでくださいというような状態で選ぶのですけれども、ある小学校の親御さんに聞かせていただいたのですけれども、例えばお兄ちゃんやお姉ちゃんのお古を持って行ったり、また彫刻刀であつたらシリコンが入って手が切れないとかいうような彫刻刀があつたりして、今までのお古を持って行ったり、散らし以外から購入した子供がほかの生徒に「お前らちよつと違うやんか。」とか、そういうふうな形でからかわれたりとかいうことがあつたというふうな話を聞かせていただいているのですけれども、これは学校側からこの中から買ってくださいねというふうな、そういうものなのか、どこで買っていいよというふうな形になっているのか、聞かせていただけますか。

○議長（窪 佳秀） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 一番養田議員の御質問にお答えいたします。

今議員が御指摘の習字セットや絵の具セットの関係に、特化してではないですけれども、そういうものの備品に関しては、各学校とも之家にあるもの、活用できるものは活用してくださいと。本来それぞれが商店で購入して準備を行うものとなりますが、そういう混乱を招かないためにも学級通信の中でそれを周知したりとか、そういう方法をとっております。

よく保護者の方にはわざわざ買に行けない、どんな物を買えばいいのか、非常に分かりにくいというふうな御質問があるみたいなんですけれども、そういう保護者にも分かるように学級通信等に周知をさせていただくような形をとらせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 養田全康議員に申し上げます。養田全康議員の一般質問の持ち時間は後約二十分となっております。一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 後二十分ですね。はい、分かりました。

周知活動をしていただいておりますというふうなことでありますけれども、子供たちの中には、多分悪意も何もないんでしょうけれども、「な

んかお前、俺のと違うやんけ。」というようなこともあるような話を聞かせていただいておりますので、親に対しての周知だけではなくて、子供に対しても、例えば皆さんに配るときに「お兄ちゃんのお古やお姉ちゃんのお古があったら、持ってきていよ。」そういう一言があったら子供らも理解して、違っても当たり前なんだなというような状態になると思うのですけれども、そういうのをまた教育委員会からきちっとした形で指導していただきたいなと思います。

続いて、次の質問に移るのですが、中学校の部活動についてなんですけれども、中学校の部活動の意義を教育委員会はどのように捉えているのか教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 一番養田議員の御質問にお答えします。

中学校で行われている部活動は、各学校の教育理念に則り、教育活動として実施されております。共通の種目や分野に興味・関心を持った生徒が、学級や学年の枠を越えて集まって、自主的・自発的に行う活動であり、学校教育においてきわめて有意義な役割を担ってきました。楽しさや喜びを味わい、豊かな人間関係づくりと明るく充実した学校生活を展開していくためにも、有意義な活動と捉えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 今答弁いただきましたけれども、部活というのは、心身を鍛える、また友情を深める、子供たちの現在、あるいは将来の生き方にも影響するのではないかなと、そのように考えられます。非常に大切な活動だなとそう思うのですけれども、そのような部活が各中学校とも人数が減少することによって以前よりも部活の種類が大変減っているというような状況にあると思っております。やりたい部活が自分の通う学校にないということは生徒にとっては本当に残念なことだなと、そのように思うのですけれども、現在予定している学校適正化が進んだらその解消になることも考えられますが、実現するまでの生徒たちがやりたい部活動に取り組めるための手立てというのは、どのように考えておるか、聞かせていただけますか。

○議長（窪 佳秀） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

どの中学校でも、部活動が活発に行えるようにしていきたいという思いは、教育委員会にとっても同じ思いです。しかし、市内の各中学校

では生徒数が減少し、実施できる部活動の数を制限せざるを得ない状況にあります。

部活動の開設数を増やすことにより、指導者の確保も含めて運営が困難となり、結果、活動できない部活動も生じている状況にあります。

そんな中、中学校においては、生徒がやりたい部活動に取り組める環境を作るために、二つの中学校が合同で活動しているケースも見られます。しかし、全ての希望に添うような形で進めることにも限界があります。今後、より多くの希望に添うために、どのように対応できるか、学校及び指導者とも協議をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） これやりたいと例えば、一つの問題になっていると思うのですが、越境すると、越境する子供たちは自分がやりたい部活がないから越境するというような子もおられるようです。また部活動があっても、例えばその部が強い、またいい先生がおられるとか、そういうような内容で越境されて、部活動をやりたいというような子供たちが多いと聞いております。また今、ある小学校の六年生の生徒が、自分のやりたい部活動がない、中学校に頼みに行つたと、この部活を作ってください、小学校六年生の子が中学校に頼みに行つた、今そういうような状態になっていると、確かに少子高齢化で学校適正化がしっかりできるまで我慢をいただかなくてはならないのかなど、でもそれは大人の事情であつて子供たちにはなんら関係ないと、しっかりやりたい部活動をやる環境づくりを作つてあげられるのが大人の役目ではないのかなど、そのように考えるのですけれども、これしつかり今答弁いただいたように、学校や指導者と鋭意検討していただけるのかどうか、聞かせていただけますか。

○議長（窪 佳秀） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 一番養田議員の御質問にお答えさせていただきます。

大変難しい問題なんですけれども、活動におけるけがへの対応とか指導者の責任の問題とか、移動手段の方法、あるいは保護者の関係とか、そういうものをクリアしなければならぬ課題もたくさんあると思うのですけれども、中学生生活を有意義に、また楽しく過ごすためにはクラブ活動というのかなり大きなポイントになると思うわけなんです、今後いろいろな状況を調査しながら、できる限り学校や指導者と話をしながらそういう問題については考えていきたいと、そのように思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 話し合いの場を持つていただけるといような方向で聞かせていただいてよろしいですかね。よろしいですか……。

教育長、答弁いただいていいですか。

○議長（窪 佳秀） 堀内教育長。

○教育長（堀内伸起） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

現在五條市の学校では、中学校五つとも部活動が活発に行われています。構成人数は平均しますと大体七八パーセントというような数字であがっているのですけれども、かなり多くの子供たちが参加しているのも事実であります。

それぞれの学校ではできるだけ多くのクラブを構成して、そして子供たちにやってあげたいという思いは学校の方も持っているだろうと思います。このクラブにつきまして、部活動という名前で呼ばれていますけれども、二〇〇二年に必須化というのがなくなりました。つまり必ず部活動をやりなさいというのではなく、子供たちの自主的、主体的な活動と、学校が部活動の意義を活かして子供たちによりいい中学校生活を送らせたいというもので、こうした点で部活動は大きな役割を果たしているのが事実であります。

先ほど部長の方からお話がありましたように、例えば今も二つの学校が一緒になってやっている、それでも種目によって対外試合というのが認められるとか認められないとか、複雑な状況も実はございます。また県外のあるところでは、特定の学校に種目を決めてそこに自由に行くという部活もやっているところもあるようには聞いておるのですけれども、こうしますと、それぞれの学校の部活が減ってしまいう、本当に行きたいのだけれども行けない子供たちもたくさん出てくるというデメリットもあるようにも聞いております。いずれにしても学校との協議を十分やって、また子供たちや保護者の意見を十分くみ取って、できる限り部活が有効にいくように考えてまいりたい、またその方法についても工夫できないか、これも含めて検討していきたいなというように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番養田全康議員。

○一番（養田全康） 競技種目によっても、難しいのがあると思うのです。ただ子供たちにしっかり選んでもらえるような状態で、自分のやりたい部活ができると、また同じ市内で住んでおりながらこの中学校にはあつて、この中学校にはないというような状態なので、しっかりと選んでもらえるような状態を考えていただきまして、取り組んでいただけたら有り難いなどお願い申し上げます、私の一般質問を終わらせてい

たきます。

○議長（窪 佳秀）以上で、一番養田全康議員の質問を終わります。

昼食のため、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時二十分休憩に入る

午後一時零分再開

○議長（窪 佳秀）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

十二番、大谷龍雄議員の質問を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄質問席へ〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言許可をいただきましたので、通告順に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず最初に、紀伊半島大水害の原因を掌握した水害防止対策でございませけれども、この大水害、大塔災害で亡くなられました方、また、いまだ見つかっておられない皆さん方へ心からお悔やみを申し上げますとともに、被害を受けられました全ての皆さん方に心からお見舞いを申し上げます、質問に入ります。

主要原因でありました、豪雨防止対策についてということでございます。

御存じのように、あの紀伊半島大水害のときの豪雨というものはどれくらいであったのかということ、皆さん方も御存じだと思えますけれども、もう一度明らかにしておきたいと思えます。災害は九月四日に発生しておりますけれども、八月三十日から九月四日までの総雨量、大塔町で約九八九ミリ、その上流の天川村で一、〇四〇ミリ、さらにその上流の上北山村では二、二九三ミリ、こういう豪雨であったわけであります。そして、この豪雨によりまして、大きな山が崩れ、また熊野川が増水して多くの方々が被害に遭われたわけでございますけれども、この豪雨をなくすために頑張らなければ、被害を受けられた方への責任を果たしたことはないというふうには私には考えております。

この間、災害の復旧・復興に追われまして、大変忙しかったと思いますが、この豪雨の原因でございます地球温暖化、その地球温暖化を促している二酸化炭素をなくさないかということ、今世界的に多くの取組がされております。我が五條でも民間の皆さん方も頑張っていたいただきまして、太陽光発電も大変増えておりますし、また我が五條市といたしましても、いろいろ取り組んでおりますけれども、その中では一番特徴的なのは、みどり園の燃やすごみを減らすということで、新聞・雑誌・段ボール等の無料回収をしまして、燃やすごみを減らしたということ、やはり一石二鳥、三鳥の貢献をしているのではないかと思いますけれども、さらにこれにとどまらず、さらにみどり園の煙突から出る二酸化炭素の原因であります石油化学製品とかいろいろなごみをいかにして燃やす前に分別していくかということも、これからの課題でありますけれども、このように、日本国中が今大変努力しております。しかし御存じのように、この地球を取り巻く温暖化をなくす、その原因である二酸化炭素をなくすということは、世界の国々が協力し合って取り組まなければならない、とてつもない大きな課題であります。したがって、五條市として頑張っておりますけれども、日本国民の代表である日本の政府がこの課題に対してどんな姿勢になっているのかということも、私たち地方自治体はよくつかんで、問題があれば、政府に意見を挙げることが必要ではないかというふうに思うのです。

ところが私の調べた範囲内では、日本の政府は非常に不十分であります。去年、おとしの世界の二酸化炭素の排出量を申し上げましたら、中国が九十五億トンで一番、アメリカが五十九億トンで二番、インドが十九億トンで三番、ロシアが十七億トンで四番、その次に日本が十四億トンで五番に入っているわけです。日本が排出している二酸化炭素、ところが日本の政府は、この六月二日に地球温暖化対策推進本部を開いております。本部長は安倍首相ですね。この会議で温暖化・温室効果ガスの排出量を削減する目標を出しておりますけれども、二〇〇五年比で二五・四パーセント削減するというふうに発表しました。これを京都議定書で決めました一九九〇年比でこの目標を換算しますと、この換算は一九九〇年比で一八パーセントなんです。先ほど二日に安倍首相の責任で決められたね、この日本の二〇〇五年の比、二五・四パーセントというのは、一九九〇年比でいうと一八パーセントなんです。

そしたら他の国はどうかと言いますと、アメリカは二〇〇五年比で二六から二八パーセント削減すると表明しております。これは、一九九〇年比で言いますと、わずか一四から一六パーセントに過ぎないのですね。日本よりもまだ少ないのですね。そしたらさらに、ヨーロッパ諸国EU二十八箇国はどうかと言いますと、もう一九九〇年比で四〇パーセント削減しますよということ明らかにしています。今度七日、八日、明日ですか、ドイツで先進七箇国首脳会議が開かれますけれども、この中で安倍首相が、今私が申し上げました一九九〇年比で一八パー

セントの削減を表明するという予定になっておりますけれども、こういう世界の中で五番目に地球温暖化につながる二酸化炭素を排出しているのに、これくらい姿勢だということなんです。

一番多く排出しております中国は、ちょっと今回は二酸化炭素の削減義務は中国が一番トップですけれども、ないけれども、二〇三〇年までには大幅に削減するという目標を掲げているということでもあります。

このように、世界で五番目の二酸化炭素排出の日本が非常に欧州連合と比べても低い目標でありますけれども、最近の地球温暖化による世界中各国で起こっております最近のインドでの四十二度以上の熱波、それから竜巻、中国の四百人以上の客船が沈没しておりますけれども、いわゆる責任者の話では竜巻が突発的に起こったと言われております。こういうふうにいるんな悪影響があるわけでありまして、やはり日本とアメリカはこの問題の解決にも世界の中では模範を示さなければならぬというふうに思いますけれども、そのためには大塔町災害を経験した奈良県の五條市を始め紀伊半島大水害は三重県も関係しますし、和歌山県も関係しますから、この三つの県が一緒に手を携えて日本の政府に紀伊半島大水害の一番の原因である豪雨をなくすためにもっと、地球温暖化をなくすためにもっと世界の中でも頑張るべきだという意見を挙げていくべきだというふうに思います。

大きな台風で被害を受けたのは、去年は広島、その前は伊豆大島ですか、あちこちで被害の都道府県があるわけですから、被害を受けた都道府県が連携して日本の政府に意見を挙げるということをしなければ、これ今の状況でしたら、今年また大塔町災害のような豪雨でまた同じような被害が発生しないとも限りませんよ。今の地球温暖化の状況から言いましたらね。だからやっぱりこの間、復旧・復興に迫られましたけれども、その災害の原因である豪雨をなくすために頑張るということにもこれからもう少し力を入れるべきではないかなというふうに思います。

もう一つの災害の原因でありました、上流ダムの緊急放流防止の要請についてでございますけれども、御存じのように、紀伊半島大水害の大塔町災害のときには、九月二日、猿谷ダムが八〇〇トン放流しておりました。ところが後の九月三日、二十二時十七分には猿谷ダムは倍以上の一、八〇〇トンを放流したんですね。だから主要原因は上北山村の総雨量二、二〇〇ミリというものが関係しておりますけれども、一瞬においては、この猿谷ダムの倍以上の緊急放流、これも下流の皆さん方の被害に大きな影響を与えているわけです。だから、その後、猿谷ダムの管理者は責任を感じたのだと思いますけれども、猿谷ダムのダム操作を見直して、大きな大雨が予想されるという前にはダムの貯水量を減らして、そして緊急放流しなくてもいい万全の態勢をとるということで見直しましたけれども、まだ私たち五條の上流にはダムがたくさ

んあります。吉野川上流には津風呂ダム、大滝、大迫ダム、篠原ダム、そして熊野川上流には九尾ダム、川迫ダム、その真ん中に一の木ダム、黒淵ダム、そして黒淵ダムは平成二十四年の大雨で、いわゆる黒淵ダムの放流によってその下流の民家が押し流されましたね。このようにまだ大雨前に緊急放流をなくすためのダム操作の改善をとったのは、今申し上げた中では、猿谷ダムだけですわ。まだほかはとってないとは判断しております。だからダムの緊急放流をなくすための対策を文書で五條市として、今明らかにしました上流周辺のダム管理者に、もう少ししたら大雨の時期ですから、六月末遅くても七月中頃までに文書で要請するということは、大塔町災害の被災者への皆さん方への責任ではないかというふうに思いますけれども、この点についても答弁をいただきたいというふうに思います。

それと早い目の避難勧告、指示につきましては、大塔町災害の教訓から防災計画の見直しをしまして、昨日の一般質問でも答弁されておりましたように、防災計画の見直しをされて新しい災害に応じた避難場所が確保されてきつつあります。また避難勧告も早い目ということに、避難指示も早い目にとり、防災計画の見直しをされたわけでございますので、あの計画に基づいて、迅速な避難誘導をしていただくということが大事だと思います。

最後、四番目の水害発生後における緊急救援については、この間皆さん方も明らかにされておりますけれども、私としては、特に重要な点を再度明らかにしておきたいと思っております。

御存じのように、紀伊半島大水害の大塔町災害では、災害発生後地元自治会、消防団、五條市の職員、その他関係者、五條市外の消防署や警察、そしてまた自衛隊とか、いろんな大勢の救援をいただいたわけですが、ところがいわゆる奈良県広域消防の職員は今でも法定数よりも五十七人少ないのに、六十三人まだ減らそうという計画なんですわ。あの大塔町災害であれだけ大勢の救援をもらわなければならなかったのに、五條市の災害で一番現場に急行せないかん消防職員が、まだ減らされようとしていると、五條市管内の消防職員は減らないということだと思えますけれども、広域消防全体としては、今私が明らかにした人数を減らすという、この方針にあるのではないかと思いますけれども、これは大塔町災害から考えても減らすということは、これはもう災害救援のためにも減らさないようにしなければならぬと思えますね。

去年でしたか、田園で大きな火災がありました。このときにちょうど同じ時刻にある市民が消防署に救急車の要請の電話をしたら、「今、田園の火事に職員全部行っていますから、救急車が出られない。」と、こういう対応しかできなかったということですからね。一つの火災が起ころって、大きかったらそんな状況になるわけですから、なおさら広域消防の職員は五條市だけのことを考えずに全体として減らさないと

いうことが、これは、誰が考えても私は当たり前のことだと思えます。今、この広域消防も職員を減らすという方針をまだ持っているのかどうか、ちよつとお聞きしておきたいと思えます。

それからもう一つは、大塔町災害でも大きな山が崩れまして、自衛隊もその土砂の取り除き等々にも頑張っていたと、同時に五條の消防団、消防署の皆さんも頑張ったわけですから、こういう状況を経験しているわけですから、消防署にもユンボ等の重機を配置していくと、これが必要ではないかと思えます。

去年の広島災害のときに、あの大きな山が崩れましたけれども、大きな山崩れの取り除きは大きな重機が要つたけれども、家が密集しているところの路地の土砂の取り除きは小型のユンボが非常に役に立ったということで、広島市の地元の建設業者はかなり大きな役割を發揮したというように言われていますからね。だから大きな災害のときには大型重機も必要だけれども、小型のユンボも必要になるわけですから、我が五條市、また吉野郡の方の消防署には広域消防の中でユンボを配置するということを求めていくべきではないかというふうに思えます。

もう一つは、今まで申し上げましたように、実現しておりますけれども、五條・吉野郡の建設業者との災害支援協定、これは今実現していただいているということでございますから、これはいいですけれども、もう一つは、大塔町災害の復旧工事のときに大手建設業者は急峻な山の工事のときにはブルドーザーやユンボの使用に当たつて、運転手の要らないコンピュータ制御で動くブルドーザーやユンボを使用していましたやろ。これは、これからの大きな災害、救援・復旧のときには、この大手の業者の技術力と力を五條市もそうだけれども、日本全体で生かしてもらわなあかんのちやいますか。これは日本全体の必要な課題だと思えますね。実際持っている力を貸してもらおうと、これが必要だと思います。

そのほか、災害発生した以後の救援に当たつてはもつともつといろいろ、たくさん必要なことがあるということは、大塔町災害で経験しておりますけれども、私はやはり五條市の建設業者との支援協定以外の今申し上げましたことは、やはり災害を経験し、被災者の皆さん方への責任からいうてもこの態勢を整えるべきではないかというふうに思いますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、一つ目でございますが、主要要因であつた豪雨防止対策についてでございますが、豪雨災害の主要な原因と言われています地球温暖化については、防止対策の問題は非常に難しく、地球規模で取り組んでいく必要がある課題であると考えます。

御承知のとおり、政府において温室効果ガスの排出量の削減目標が定められておりますが、本市といたしましても、政府に対しまして「地球温暖化対策の重要性」を訴えるため、奈良県市長会や近畿市長会等を通じて、従前から要請をいたしております。本年も、五月の時点で台風が日本に接近するなど、異常気象ともいえる状況を踏まえ、今後におきましても引き続き要請をまいりたいと考えております。

それから二つ目の上流ダムの緊急放流防止対策についての問いでございますが、大滝ダムは伊勢湾台風によりまして吉野川大水害を機に、紀の川の治水調整と、奈良県・和歌山県への利水、及び水力発電を目的とした多目的ダムとして建設され、平成二十五年四月に運用が開始されました。

御指摘のとおり、大滝ダムは放流量を調整し、下流部における洪水被害を防ぐ、いわゆる洪水調整機能を兼ね備えたダムであります。しながら、本市といたしましても、大きな被害を受けたこともあり、昨年、近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所にも大迫及び津風呂ダムの洪水調整を文書で要望しておりますほか、国土交通省やその他関係機関に、下流住民に対し影響が出ないような河道整備と管理運営をしていただけるよう、従前から要請を行っているところであります。

今後も、市民の生命を守るのと観点から、継続して要望をまいりたいと考えております。
三つ目でございますが、早めの避難勧告及び指示についての問いでございます。

それに関しましては、昨年八月の広島での土砂災害は、深夜から未明に降った局地的豪雨により、住民の避難が間に合わず多数の死傷者が出ました。気象庁においても、特別警報を運用し、早めの避難に資する情報の提供に努めているところでございます。

本市といたしましても、先の紀伊半島大水害等による教訓を踏まえまして、五條市地域防災計画の見直しを行い、併せて、防災ガイドブックとハザードマップも見直し、自主防災会などを通じて各地区の市民の皆様方に配布したところでございます。

市民の皆様を守ることを最重要課題といたしまして、少しでも早い時期に、多くの方が安全かつ素早く避難行動が行えるよう防災行政無線の整備など各種対策を進めております。

また、奈良地方気象台を始めとした関係機関とのさらなる連携や情報共有にも努めており、気象情報とは「命」を守る重要な情報と認識しております。避難指示等の発令は、最悪の事態を想定し、疑わしいときは行動を起こし、空振りには許されるが見逃しは許されないといたしたスナンスで対応してまいりたいと考えております。

有事の際に考えられる最善の対策が取れるよう、万全を期したいと考えております。

四つ目でございますが、水害発生時における緊急救援という問いでございます。

大規模災害が発生した場合には、市単独の緊急救援には限度がございます。そのため、本市におきましては全国の十三市町村からなる、砂防関係協力市町村災害時応援協定や、建設業協会を始めといたしまして、多くの市町村や団体と災害時の相互応援協定を締結しております。

今後も、市民の生命を守ることを最重要課題といたしまして、災害発生後における緊急救援について、各種団体などとの協定の締結を目指し作業を進めてまいりたいと存じます。

また、ハード面といたしまして、あらゆる災害に対応するため、広域防災拠点としての機能を有する施設を県と連携して進めてまいりたいと考えております。

また、広域消防組合の件でございますが、大きな災害時に小さな重機があれば、消防に装備をといたお話をいたしました。人員も含めましてスケールメリットを生かすということを念頭に、運営に関しまして広域消防組合にも要望していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） はい、豪雨対策に対する政府の要望については、市長会等々でやっているということですが、もつとこれからは幅を広げて奈良県・三重県・和歌山県・広島県、そのほか大きな災害を被ったところは全て協力し合って、政府に毎年要望していくという取組のいわゆるリーダー役として、奈良県の中でも五條市はリーダー役として頑張っていたきたいと。

それから、ダム of 緊急放流について、津風呂・大滝は申し入れているというふうに言うてくれましたけれども、後、明らかにしましたようにたくさん大迫・篠原・一の木・黒淵・九尾・川迫ダム等々は答弁には入っておりませんでしたので、やはりこういったダム管理者にもきっちり文書で実現するまで要望を出していくことを強く申し上げておきたいと思っております。

皆さん方も御存じのように、上流ダムの緊急放流が原因で多くの皆さん方が亡くなったのは、五條市としては今回の大塔が初めてではないわけですね。昭和五十七年八月一日の台風十号の大雨によりまして、大迫ダムが緊急放流したために、死者七名、行方不明者も三、四名おりましたかね。それと家屋、竹やぶ等の山林等々、大きな被害を受けたわけですね。それを教訓に今吉野川沿いに大滝ダムが放流する前にはそのことをお知らせするサイレンが付いたわけですけども、しかしこれだけの死者を出した大迫ダムはまだ現在緊急放流防止対策は立てていないと、作っていないと思えますね。しかしその下流に大滝ダムがあるということであっても、大滝ダム全て受入れられるだけのいわゆる容

量がないから、毎年大滝ダム、「これから放流しますよ。」というところで放流していますね。緊急放流でなくても放流しなければ、大滝ダムは到底持ちこたえられないから、放流しているのですよ。だから今以上の大雨が降ったら大迫ダムが緊急放流した場合、大滝ダムはそれに伴って普通の放流ではなしに、緊急放流しなければならぬ状況にも追い込まれるということも考えておかなければなりませんからね。だから全てのダム管理者に一つ文書で要望されるように強く申し上げておきます。

災害発生後の緊急救援につきましても、いろいろ今までよりも積極的な答弁がありましたけれども、大手建設業者への災害時の支援協定は答弁にはなかったというように思いますし、広域消防職員の削減についても、ちよつと答弁が薄かったように思いますから、一つ私が先ほどから申し上げましたように、五條は多くの人が災害によって命を亡くしているわけですから、もう復旧・復興も大変忙しかったと思いますけれども、災害の原因をなくす、そのためにもこれからもっと本腰を入れていただくということを強く要望しておきたいというふうに思います。それから、次の質問に移ります。

次は、通告しておりますように、紀伊半島大水害で被災された皆さんへの義援金及び寄附金の総額と分配及び使途の状況と市民への報告でございますけれども、御存じのように、大塔町災害直後、五條市の皆さん、五條市外の皆さん方から義援金が寄せられております。義援金は直接五條市に寄せていただいた義援金と奈良県が受けて奈良県から五條市へ配分された義援金と大きく分けて二種類あります。そして配分につきましては、一つの基準を設けて配分されておりますけれども、この義援金の現時点での、直接奈良県から下りた双方の義援金の総額は幾らで、もう被災者の皆さん方への基準に基づく分配は終わっているのかどうか。人権に触れることのないような答弁をお願いしたいと思います。

それともう一つは、寄附金、寄附金も大塔災害では多くの方から五條市に寄せられております。寄附金は五條市に直接寄せられております、多分奈良県から下りた寄附金はないと思うのですけれども、あればそれも含めて現時点で総額は幾らで、その寄附金はどのような基準に基づいて、どういう使い方をされているのか、それを明らかにしていただきたいと。

そして、そのことをやはり市民の皆さん方にちゃんと報告をされるべきだと思いますけれども、いかがですか。

○議長（窪 佳秀）河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（河村康友）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市の災害義援金の配分額につきましては、人的被害・死亡につきましては、一次・二次合わせまして、六名に対し、一千二百二十八万円、

行方不明者につきましては、同じく四名に七百五十二万円、住家被害・全壊につきましては、同じく十七名に三千百九十六万円、半壊につきましては、同じく二名で百八十八万円等を配分いたしまして、市に対する義援金の配分計百二十五件で、七千五百二十一万五千円となっております。

県の災害義援金の配分額としましては、同じく人的被害・死亡につきましては、一次・二次合わせまして、六名に一千五百万円、行方不明者につきましては、同じく四名に一千万円、住家被害・全壊につきましては、同じく十七名に四千二百五十万円、半壊につきましては、同じく二名に二百五十万円等、配分をしております。合計百七件で、一億六百七十五万円となっております。

これにつきましては、全て配分済みでございます。

この義援金に係る広報周知につきましては、一次配分については、平成二十四年一月号で、二次配分については、平成二十四年四月号で、既にお知らせしております。

以上でございます。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

紀伊半島大水害で被災された方々への寄附金でございますが、現在、百七十七件の個人及び団体の皆様から総額四千八百四十四万二千七百九十五円をお寄せいただいております。

その全額を大塔町全体の復興のための基金として積み立てておりまして、本年度その一部を大塔診療所改修に係ります事業費に充当すべく六月の補正予算に、二千七百四十三万一千円を計上しております。

また、今後、紀伊半島大水害で犠牲となられた方々の慰霊碑の建立費用に充当したいというふうを考えております。

皆様の御厚意に深い感謝を表すとともに、復興に向けての本市の姿勢を示すために、寄附の状況や使途につきまして、市の広報、ホームページで報告してまいりたいというふうを考えております。

また、慰霊碑のしゅん工の際には、その写真を添えまして、改めて御寄附をいただいた皆様にお礼状を差し上げたいというふうを考えておるところでございます。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）本会議でこの報告を受けたのは、私の記憶では今初めてだというふうに思います。報告を受けまして、一応義援金につきましては、基準に基づいてほとんど配分、分配済みだと。

寄附金につきましては、基金の約半分を大塔診療所に使わせてもらって、後、慰霊碑とかいうところを使うということでございます。

義援金につきましては、被災者の皆さん方に対するこれはもう当然のことでございますから、これは広報五條で報告するというのは、その必要性は余りないのではないかなというふうに思いますけれども、寄附金はやはり五條市にいただいた寄附金ですから、被災者の皆さん方にいただいたのではなしに、五條市にいただいた寄附金ですから、これは今答弁があったように、ありのまま広報五條等で市民の皆さん方に報告すべきではないかというふうに申し上げておきますけれども、いかがですか。

○議長（窪 佳秀）福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦）十二番大谷議員の御質問にお答えいたします。

今おっしゃっていただいたように、ホームページ、広報などでももちろん先ほど答弁いたしましたようにお知らせをしたいというふうに考えております。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）それでは一つ、よろしく責任を果たしていただくようお願いしておきます。

次、最後、自衛隊を海外の戦闘地域へ派兵する安全保障法制案の危険性と米軍と自衛隊の日本国内における訓練演習の危険性から考えた陸上自衛隊駐屯地誘致の見直しについてというところに入ります。

御存じのように、五月十五日に安倍政権は、国会へ安全保障法制に関する法律案を提出いたしましたしております。その法律案は、大きく分けまして二つに分かれております。一つは、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するため自衛隊法の一部を改正する法律案要綱というのが一つですね。この中には十本の法律を改正する内容になっております。

もう一つ大きな柱は、国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案ということになるわけですが、御存じのように、今国会でこの法案に対する審議がされていますから、審議の中でいろいろ明らかになったことを

テレビ・新聞で報道されておりますから、もう皆さん方御存じだと思いますし、最終的なことはまだ分かりませんが、私は安倍政権が五月十五日国会に提出したいいわゆる法案の条項を根拠にこの法案の危険性を私がつかんだ範囲内で明らかにしておきたいというふうに思います。

まず、最初に長い名称ですけれども、「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するため自衛隊法等の一部を改正する法律案」につきましては、一つは自衛隊法の改正が入っております、この自衛隊法の改正の内容は、いわゆる大きな三条、在外邦人等の保護措置ということで、邦人救出のために自衛隊の武器を使用することができるということになっております。もう一つは、アメリカ軍等の多国籍軍の武器を守るため、防護するため、自衛隊は武器を使用できるということになっております。もう一つの改正法律、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正ということですが、これは御存じのように今までP K O法案がありましたけれども、これを改正しているわけですけれども、この改正の内容は、いわゆる国連が主導していないP K O活動への参加を追加したわけです。国連が主導していない、監督していないというP K O活動にも自衛隊が参加できるという道を開いた内容になっているわけですね。そしてもう一つは、いわゆる自衛隊の武器使用権限をこのP K O活動の中で広げたと、拡大したというのがこの中に入っております。

もう一つの法律の改正は、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律の一部改正と別名重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律と言われておりますけれども、この内容は、日本周辺を削除して地球規模でアメリカ軍等の後方支援を自衛隊にさせるというのが内容ですね。今までのこの周辺事態法の中には日本周辺というのが入っていたわけです。この法律はもう日本周辺を取っ払っていますから、地球上どこへでも日本の自衛隊を行かせて、アメリカ軍等の戦闘地域で後方支援を自衛隊にさせるということになります。

そのほか、もう一つ重要なのは、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の一部改正というのものもあるわけですが、これは歴代の日本の政権が憲法上はできないとしてきた集団的自衛権を行使して、自衛隊を海外の戦闘地域に派兵して武力行使ができることになるわけです。この法律の本身は。そのほか、全部で十本ですから、後、五本法律がありますけれども、余り残された五本の法律の改正は余り危険度はありませんので、今日は説明はいたしませんけれども、こういうふうになっております。

もう一つの大きな柱の国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案の本身は、アメリカ軍等の多国籍軍を自衛隊が戦闘地域で捜索救助等の後方支援活動ができることを認めているという法律です。これが今国会で審議されておるわけですが、この審議の中で、現職の自衛隊の一部幹部の皆さんとか、そして各政党の元幹部の皆さん方も、これは危ないと

いう声が今挙がっているわけです。

昨日報道されましたように、四日に衆議院で憲法審査会が開かれております。この衆議院憲法審査会の中に、いわゆる与野党が決めた参考人さんが参加しているわけですね。その参考人さんも、これは国会の参考人さんやお名前を言うておきますけれども、早稲田大学の長谷部恭男教授、笹田栄司教授、慶応大学の小林 節名誉教授が参加されたのですね。この皆さん方が発表した見解は、今安倍政権が国会に提出するこの安全保障法案は、この三名全ては日本の現在の憲法に照らしたら違反、違憲だということを四日の憲法審査会で発言されたので、皆さん方も御存じのように、昨夜のニュースやら今日の新聞等に大きく載っていると思いますけれども、このように与党の皆さん方が推薦した審査会の審査員さえ、今安倍政権が国会に提出したこの法案は違憲だと、憲法に違反するという声が上がったということですね。

したがって、この法律が可決されるならば、自衛隊員の皆さん方は、入隊するときには自衛隊法を基本に入隊しているわけですから、自衛隊法の中には外国に武器を持って行くということは書いていませんから、日本の中で攻撃されたときには日本を守るために頑張るといのが自衛隊法ですからね、だから自衛隊の幹部の皆さん方も話が違うのやないかということになっておりますから、大変自衛隊員さんが一番危険な目に遭うし、それに伴って戦闘地域に武器を持って行っておたら相手の国からやはり攻められるわけですから、自衛隊員が命を落とす危険性が一番大きいけれども、同時に日本が攻められるということ、また日本の国内にテロ集団が侵入して、日本の国内でテロ事件を起こすという、このことが非常に注意しなければならない状況になっていくことですから、だから私は自衛隊員の皆さん方の責任を追求するのではないのですけれども、そういう危険なことをさせられようとしている自衛隊を五條市に誘致するのはよくないのではないかなというふうに思います。

そして、もう一つは、アメリカ軍と自衛隊の日本国内における訓練・演習の危険性についてでございますけれども、御存じのように、自衛隊法は外国に武器を持って行くことは認めていないのですけれども、しかしこの間、日米安保条約、つまり軍事同盟を結びまして、アメリカ軍の基地を日本に認め、アメリカ軍と自衛隊を共同演習するということを認めておりますので、今日本の国内でもたくさんアメリカ軍の軍事基地がありますし、もちろん自衛隊の基地もあります。その中で、いわゆるアメリカ軍の専用基地と専用の演習ルートがあるわけです。アメリカ軍が専用して演習訓練できるルートには日本の国内には、七つあります。一番近いところで言いますと、オレンジルートといいますが、高知県・徳島県それから海を渡って和歌山県に入って和歌山の次の方向は五條市に向いているのです。これがオレンジルート。これはアメリカ軍だけでもこのルートで、いわゆるオスプレイなんかの訓練ができるのですね。後、日本の国内には六つあるのです。沖縄のパープ

ルルート、九州のイエロールート、中国のブラウンルート、関東のブルールート、ピンクルート、グリーンルート、北海道にはありませんけれども、こういうふうにはアメリカ軍専用の訓練ルートがありまして、それぞれアメリカ軍独自の演習訓練、またアメリカ軍と日本の自衛隊の演習訓練、いろいろやられておるわけですけれども、その訓練の中で人の命を奪うような訓練が、やはりこの数年間で起こっております。その一番大きいのは、アメリカが造ったオスプレイの事故が一番多くて、オスプレイによる死者が一番多いのです。オスプレイの事故は、ここ十数年間に九件起きています。一番新しいのがこの間五月十七日ですね、ハワイでアメリカ海兵隊のMV二二のオスプレイが墜落しまして、一人が死亡、乗っていたのは二十二人ですから、残りの二十一人が搬送されるという事態になっています。この十七日のオスプレイの事故で一人死にましたけれども、オスプレイによるこの間の死者は四十名です。この欠陥機のオスプレイを今もう既に沖縄の米海兵隊普天間基地では二十四機、オスプレイが配置されておりまして、この二十四機が日本の本国でいろいろと訓練をしています。そのうちの一つ、去年の和歌山の防災訓練でこの普天間基地のオスプレイが一台来まして、着陸したその下の草を燃やしてしまったのです。燃えるくらいの爆風、熱風が吹くわけです。そして今度いわゆる横田基地にアメリカ軍の基地がありますね。ここにこのオスプレイを十機アメリカは配備しようとしています。二〇一七年から二〇二一年の間で十機、もう一つは日本の政府と防衛省がこのアメリカのオスプレイを十七機これから数年間で購入することになっております。いわゆる中谷防衛相は、この防衛省が購入するオスプレイは安全だということを公表した六日後の五月十七日にアメリカのハワイで事故をしているのです。こういう欠陥機が日本政府と防衛省は十七機、二〇一九年までに購入するというところで、本年度の軍事費の中にも確か五機くらい予算が上がっていると思えます。そういう余り日頃テレビや新聞では言われておりませんが、私のこの話も、うそと違うかと皆さん感じられるか分かりませんが、これは日本共産党の国会議員が調べた上でのごさいますから、一〇〇パーセント確かな情報でございます。

こういうことが今国会に提出されているこの法律を可決する以前にも起こっているわけですからね。だから今国会に提出された法律が可決されたら、今まで以上に日本の国内で訓練、演習するオスプレイの数がこれはもう増えてくるわけですからね。現在でも沖縄に二十四機、今度横田に十機、そして日本の防衛省が十七機を買うわけですからね。日本国中でオスプレイが五十一機、そういう状況になると見ておかないといけないというふうに思いますね。だから自衛隊は大塔災害で大きな山崩れを取り除いていただいたとか、いろいろ大事な任務をされておりますけれども、それだけで自衛隊が五條市に誘致が決まったそれだけで来るのではないわけですからね。今私が申し上げましたような、もう既に日米安保条約に基づくアメリカ軍との共同演習、そしてもう既にイラク特捜法でイラクのアメリカの不正な戦争に非戦闘地域だった

けれども、後方支援として六千数百名派遣されて、そのうちに二十数名が日本に帰って来てから自衛隊員は自殺しているわけですからね。現地で殺されたのと違いますよ。非戦闘地域に行っているのに、国内に帰って来てから自殺をしているわけですからね。非情に精神的な苦痛の体験をやらされたということになりますね。だから、そういう自衛隊が悪いという意味ではありませんけれども、そういう危険なことをさせようとしている自衛隊の誘致というものは、やはり見直すべきだというふうに申し上げたいというふうに思います。

それから、最後、そして大きな東南海南海地震とか、これからの大きな災害発生時の救援態勢をどうするのかということになるわけですが、それはもう先ほど最初に申し上げましたように、地元の皆さん方の力を借りる。まず災害発生時の救援の一番責任の持っている消防職員を減らさない、消防署にも大阪や東京の消防局のように重機を配置する。それと五條市の建設業者の皆さん方の支援はいただいていますから、これはいいですけども、コンピューター制御で重機を動かすことができる大手建設業者との災害支援協定を結んでいくと、これはこれから全国的に求められるのと違いますか。そう思いますよ。そういう対策も幾らでもありますから、これらを考えるならば、やはり大塔町災害で幾ら大きな役割を果たしてくれた自衛隊でありまして、もう一方の危険性を見るならば、もうここで誘致するのは見直して、今申し上げました自衛隊以外の態勢を強化する、これが今五條にも日本国全土で求められていることではないかと思うのですけれども、一つ答弁をいただきたいと思います。

○議長（窪 佳秀） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

まず一つ目の、安全保障法制案の危険性についてでございますが、安全保障関連法案につきましては、今国会で審議されており、市といたしましては、国政の場でしたらと議論していただくことであると思っております。

今国会で安全保障関連法案が整備されたことといたしましても、市が県と連携して誘致要望をしております。ヘリポートを含む陸上自衛隊駐屯地については、南海トラフ巨大地震等の大規模災害におきまして、本市のみならず紀伊半島全域の救援・救助の後方拠点となり得るものであります。また、市の活性化のためにも陸上自衛隊駐屯地の誘致を見直すことはございません。

続きまして、二番目の米軍と自衛隊の日本国内における訓練・演習の危険性についての御質問でございますが、米軍と自衛隊の国内における訓練・演習の危険性についてであります。これにつきましても、市といたしまして意見を述べる立場にはありませんが、日米安保条約に基づき、平素から我が国を防衛するために、米軍と自衛隊の訓練・演習がなされており、訓練・演習の実施に当たっては、十分に安全が確保

されているものと認識しております。

また、米軍のオスプレイの国内での飛行訓練についても、十分に安全が確保されているものと認識しております。防衛省におきましても、オスプレイの安全性について確認しているからティルト・ローター機、いわゆるオスプレイでございますが、導入を進めているのではないかと考えられます。

三つ目の災害救援態勢の強化についてでございますが、災害救援態勢の強化につきましては、災害救援態勢の強化を図るためには、本市への陸上自衛隊駐屯地の配置は欠かせないと考えております。

二十年前の阪神・淡路大震災や四年前の東日本大震災におきましても、被災地域や周辺の自衛隊の駐屯地等から自衛隊応援部隊の救援拠点や後方支援拠点のみならず、救援物資の集積所として機能していることから、陸上自衛隊駐屯地は必要であります。このヘリポートを含む陸上自衛隊駐屯地と県が整備を検討しております防災拠点施設が設置されることによりまして、本市や奈良県のみならず紀伊半島全域の災害救援態勢の強化になるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） はい、国会での法律に対する件も米軍と自衛隊の危険性についても、皆さん方の見解を述べるといふのは大変難しいと思っております。しかし誘致しようということであれば、現在の自衛隊の憲法、自衛隊法、日米安保条約、その他の特別な法律に基づいて自衛隊がどんなことをやらされて、将来どういうことをやらされようとしているのかということ、この本会議で見解として述べられなくても、下調べをしないことには五條市民の皆さん方への責任を果たしたことになります。そういうことを初めに言われて、沖繩の皆さん方は仕方なく協力してきたら日本の安全を守るために沖繩は大きな発揮ができるのだと。こういうことを初めに言われて、沖繩の皆さん方は仕方なく協力してきたと思っております。この間の基地の演習による被害、一番大きなのは沖繩の大学にアメリカ軍の攻撃機が墜落したことですね。その他、婦女暴行から一杯あるわけです。そういう危険性が我々誘致しようとしている五條市の手本として沖繩があり、沖繩以外にも日本国中に米軍の基地やら自衛隊の基地があつて、その中で問題が一杯起こっているわけです。それと同時に自衛隊員一人一人の責任ではありませんけれども、あのイラクにアメリカが大量破壊兵器を持っているということ、数年前イラクを攻撃しましたけれども、しかしアメリカが送ったイラクへの調査団も国連が送ったイラクの調査団も後で核兵器はありませんでしたよということを発表したのですよ。だからアメリカはあのイラ

ク攻撃は良し悪しの判断もしないで、自分の国から、アメリカから調査団をイラクに送って、大量破壊兵器があるかないか調査をしているのに、その結果を待たずに先に攻撃しているのですよ。そういうところへ自衛隊を行かせているわけです。だから米軍と自衛隊が日本の安全を守っているということは言えないわけです。何も問題がないイラクをアメリカが攻めて、その攻めたアメリカに非戦闘地域であっても後方支援として日本の自衛隊員が行かされて、帰ってきて自衛隊員が二十八名ですか、自殺しなければならぬ状況になっているわけです。だから、今の法律案が通ったらどうなるかというのは、皆さん方ちょっと推測するのは難しいか分かりませんが、過去のあの不正なイラクとアメリカの戦争に、日本の政府と防衛省が何の責任もない自衛隊を行かせて、そして不正な戦争に協力しているわけですから、今の新たな法律が可決しなくても、過去の状況で私は自衛隊というものは、一面は国民の命を守るために災害の救助と一生懸命頑張っているけれども、一面では自衛隊員の皆さん方の意思とは裏腹に危険な不正な戦争にもかり出されているという、この面もあるということをやんといろんな調査でつかんだ上でないと五條市民の皆さん方、奈良県民の皆さん方に自衛隊誘致のことについて責任ある態度ではないと思います。

そのことを私は強く申し上げまして、この議会ではなかなか答弁はできなかったかもしれないけれども、今国会に出されている法律の内容もいろんな情報でよく研究をし、日本国内におけるアメリカ軍と自衛隊の共同演習の危険性もよくつかまれること。このことを強く申し上げます、そして自衛隊の誘致を見直して、先ほど私が提案させていただきましたように、直接の災害救助の責任を負う広域消防を減らさない、消防署にはユニボ、重機を配置する。そして大手建設業者の支援をもらう。もちろん五條・吉野郡の建設業者の支援をもらう、あらゆる災害が起こったらすぐ走ってもらえるような、そういう態勢は幾らでもできるわけですから、そういう態勢をとることを強く申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

どうも御苦労さんでございました。

○議長（窪 佳秀）以上で、十二番大谷龍雄議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため、二時二十五分まで休憩いたします。

午後二時十二分休憩に入る

午後二時二十五分再開

○議長（窪 佳秀）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

現在の出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（窪 佳秀） 日程第二、報第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治） 報第五号 平成二十六年五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について。

○議長（窪 佳秀） 報告を求めます。上田土地開発公社事務局長。

〔土地開発公社事務局長 上田幸則登壇〕

○土地開発公社事務局長（上田幸則） 失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第五号、平成二十六年五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について地方自治法第二百四十三条の第三第二項の規定により御報告申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の土地開発公社平成二十六年決算書・事業報告書を御覧いただきたいと存じます。

それでは、一ページより平成二十六年五條市土地開発公社決算書についてを御報告申し上げます。

最初に、一、収益的収入及び支出についてでございますが、公社の単年度の経常的な事業活動を示すものであり、事業活動に伴い発生する全ての収益と全ての費用が、現金収支の有無にかかわらず、発生的事实に基づいて計上されるものであります。

まず、収入の部につきましては、土地開発事業収益の当初予算額二億一千四百四十九万九千円に對しまして、決算額は二億一千二百三十五万四千六百五十六円となっております。

当該決算額の項別内訳といたしまして、第一項の土地開発公社が主たる事業によって得た収益であります、事業収益につきましては、二億一千四百七十九万九千四百六十五円となっております、公共用地的売却による収益でございます。

内訳といたしましては、野原新町公共用地をまちづくり推進課の都市再生整備事業計画に基づく先行取得用地の買戻し依頼によりまして、売却をいたしております。

契約金額につきましては、一千八百七十八万八千円でございます。

また、建設課から市道新町十号線用地といたしまして、用地売買契約を締結しております。契約金額につきましては、二千二百七十六万九千九百六十六円でございます。

さらに、国土交通省近畿地方整備局、五條市並びに五條市土地開発公社の三者によります用地の先行取得に関する契約に基づきまして、一般国道二四号五條本町地区歩道設置事業におきまして、当公社が先行取得しております事業用地に対しまして、近畿地方整備局に対する売却収益といたしまして、国債分の一億六千九百九十二万一千四百九十九円となり、全体といたしまして二億一千四百四十七万九千四百六十五円となるところでございます。

用地の先行取得に関する契約につきまして簡単に御説明させていただきますと、近畿地方整備局と五條市、五條市土地開発公社が、一般国道二四号五條本町地区歩道設置事業の円滑な推進を図るため、土地開発公社が事業用地を取得し、五條市は事業用地を取得するために必要な用地交渉、また、その他附帯する業務を行い、土地開発公社は契約の締結、登記及び事業用地を取得するために必要な補償金の支払いを行うこととなっております。

それに対しまして、近畿地方整備局は、公社が取得した事業用地に係る用地費及び補償費、事務費等、また有利子の資金が充てられた場合の当該利子支払額を、後年度四年間で土地開発公社に償還するものとなっております。

次に、第二項の事業外収益につきましては、事業収益とは異なり、主たる事業活動以外の活動を源泉とする経常的な収益で八十七万五千九百一円となっております。受取利息及びJR五条駅前駐車場使用料並びに各事業用地の貸付料でございます。

続きまして、支出の部でございますが、土地開発事業費用の当初予算額二億一千七百七十八万三千円に対しまして、決算額が二億六百二十六万一千七百七円となっております。

当該決算額の項別内訳といたしまして、第一項の土地開発公社が主たる事業に要した費用であります事業費用につきましては、二億五百二十万八千三十四円となっております。事業用地の売却原価及び公社が所有する車両の車検代並びに事務的経費を支出いたしております。一般管理費となっております。

次に、第二項の主たる事業活動以外の活動によりまして生じたものであります事業外費用につきましては、百五万三千六百七十三円となっております。光熱水費等、JR五条駅前駐車場の管理経費及び雑支出でございます。

次に、第三項の予備費の五十万円につきましては、全額が不用となっております。

引き続き、二ページを御覧ください。

続きまして、二、資本的収入及び支出についてでございますが、資産の処分の有無にかかわらず、資産を増加させるための支出や負債を減少させるための支出及びこれらのために必要な資金収入を計上することとなっております。

まず、収入の部におきましては、資本的収入の予算額四億八千三百二万一千円に對しまして、決算額が四億五千七百九十一万三千七百十一円となっております。

当該決算額の項別内訳といたしまして、第一項の借入金につきましては、金融機関よりの一般国道二四号五條地区歩道設置事業に伴う借入金でございます。

当初予算としまして、近畿地方整備局との用地の先行取得に関する契約に基づきまして、四億八千二百二十六万六千円に對しまして、用地契約としまして、用地契約十七件、補償契約十六件の契約実績によりまして、借り入れをした結果としまして、予算額に比べ二千四百七十九万四百七円の減となっているところでございます。

次に、第二項につきましては、四十三万八千八百十八円となっております。借入金利に係る市よりの利子補給金でございます。なお、当該借入金の内訳でございますが、一番後ろのページの二十ページを御覧いただきたいと存じます。

ただいま御覧いただいておりますものは、長期借入金現債高明細書でございます。今井島台工業団地他七事業用地並びに一般国道二四号五條地区歩道設置事業用地別に借入先、期首残高、当期増加高、当期減少高、さらに期末残高について記載をいたしております。

なお、平成二十六年末借入金残高は、市基金から十七億五千二百四十八万円、南都銀行から六億二千五百七十三万六千八百二十八円の合計二十三億七千八百二十一万六千八百二十八円となっております。

恐れ入りますが、再度、二ページを御覧いただきたいと存じます。

続きまして、支出の部でございますが、資本的支出の予算額六億二千八百十八万六千円に對しまして、補正予算額八千五百六万三千円で、予算額合計七億六百二十四万九千円となっております。それに対しまして、決算額が六億七千七百八十九万六千四百八十四円となっております。

当該決算額の項別内訳といたしまして、第一項の用地取得造成事業費につきましては、四億六千四百十三万三千七百八十七円となっております。まして、用地費、負担金補助及び交付金、借入金利息、並びに草刈りに係る経費等でございます。

なお、用地取得造成事業費における不用額につきましては、二千八百三十五万二千二百十三円となっております。これにつきましては当初

予算におきまして、近畿地方整備局との用地の先行取得に関する契約に基づく用地及び補償費につきまして四億一千八万円を予算化しており、補正予算額八千二百三十万六千円で、合計予算額四億九千二百四十八万六千円となっております。それに対しまして、契約実績によります支払が四億六千四百十三万三千七百八十七円となり、二千八百三十五万二千二百十三円の予算残となっております。

次に、第二項の借入金償還金につきましては、二億一千三百七十六万二千六百九十七円となっております。事業用地に係る借入金の償還でございます。

内訳としましては、一般国道二四号五條本町地区歩道設置事業に係る南都銀行への償還金としまして、一億六千七百二十万二千六百九十七円並びに基金への償還金としまして四千六百五十六万円となっております。

また、資本的収入四億五千七百九十一万三千七百十一円が資本的支出六億七千七百八十九万六千四百八十四円に対し不足する額であります。二億一千九百九十八万二千七百七十三円につきましては、損益勘定留保資金で補填をしております。

この損益勘定留保資金につきましては、収益的収支における費用のうち、現金の支出を必要としない費用でありまして、計数だけが帳簿上に計上される費用の合計額であり、公社の会計処理上、内部留保資金として資本的収支不足額の補填財源として使用することができるものでございます。

引き続き、三ページを御覧いただきたいと思えます。

ただいま御覧いただいておりますものは、損益計算書でございます。平成二十六年年度における当社の経営成績を明らかにするため、一会計期間に属する全ての収益とこれに対応する全ての費用とを記載して、経営利益を表示し、純利益を表示するものであり、平成二十六年年度の純利益は六百九万二千九百四十九円となっております。

引き続き、四ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、剰余金計算書並びに剰余金処分計算書でございます。

これは、公有地の拡大の推進に関する法律第十八条の規定に基づく処理でございます。毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、損失を埋め、なお残余があるときは、その額を準備金として処理することとなっております。

引き続き、五ページから六ページを御覧いただきたいと思います。

ただいま御覧いただいておりますものは、貸借対照表でございます。平成二十六年年度における当社の財産状況を明らかにするため、貸

借対照日であります三月三十一日における全ての資産、負債及び資本を記載したものでございます。

貸借対照日に導入された資金が土地や固定資産などがどれくらい存在し、またそのために長期借入金等の資金がどのような方法で、どれくらい調達されているのかを対照表に示したものが貸借対照表でありまして、これによりまして資産と負債及び資本のバランス、当面の支払い手段の保有高等、財産状態が示されるものであります。

引き続き、七ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、キャッシュ・フロー計算書でございます。平成二十六年における当社の現金の動きを明らかにするものでございます。

恐れ入りますが、三ページから七ページにおける各諸表の詳細につきましては、後刻御清覧をいただきますようお願いいたします。

引き続き、八ページを御覧ください。

続きまして、平成二十六年五條市土地開発公社事業報告を申し上げます。

平成二十六年事業の総括としましては、まず、継続事業といたしまして、国から依頼を受けました一般国道二四号五條地区歩道設置事業に伴う用地買収事務を実施いたしております。

また、平成二十七年二月九日付けで、野原新町公共用地一、七〇八平方メートルを一千八百七十八万八千円でまちづくり推進課と契約を締結しております。

同じく、平成二十七年二月二十三日付けで、一、一八五・五四平方メートルを二千二百七十六万九千九百六十六円で建設課に売却しております。

引き続き、九ページを御覧ください。

当該項には、二といたしまして、JR五條駅前臨時駐車場における月別の利用状況を記載いたしております。

また、三といたしまして、公社の経理状況について記載をいたしております。

引き続き、十ページを御覧ください。

当該項には、四といたしまして、理事会における議決事項について記載いたしております。

さらに、五といたしまして、職員に対する事項を記載いたしております。

恐れ入りますが、九ページから十ページの詳細につきましては、後刻御清覧をいただきますようお願いいたします。
引き続き、十一ページから十二ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますのは、財産目録でございます。平成二十六年年度における公社が所有する財産、すなわち資産及び負債の全てを目録にしたもので、この財産目録により当該事業年度末における公社の正味財産が計算される書類であります。

まず、資産の部でございますが、合計で二十九億七千八百二十四万九千七百三十二円となっております。当該内訳といたしまして、土地開発公社の事業目的のための事業活動におきまして、経常的に又は反復して発生する取引に伴いまして発生した資産であります流動資産につきまして二十九億七千八百三十三万九千七百三十二円、それ以外の資産であります固定資産が十一万円となっております。この場合におきましては、公社所有の公用車であります。

次に、負債の部でございますが、合計で二十七億七千九百四十八万八千八百四十五円となっております。当該内訳といたしまして、長期借入金流動負債に属さないものであります固定負債が二十三億七千八百二十一万六千八百二十八円、流動負債が四億百二十七万二千七百七円となっております。

結果としまして、差引正味財産は一億九千八百七十六万八千八百七十七円となっております。

十三ページ以降の付属資料につきましては、説明を割愛させていただきます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（窪 佳秀）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「三番」の声あり）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）ちよつと一つ、二つお尋ねします。

まず、一款第一項事業収益決算額と予算額百六十二万五千三百三十五円、これさつき売った先とか目的とか、ざつと早口で言ってもらったので、全部よう聞き取れなかったのですけれども、この差額が出る要因というのは、何かありますか。

○議長（窪 佳秀）上田土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（上田幸則）三番牧野議員の質問にお答えさせていただきます。

当初二十六年年度の予算編成をするに当たりまして、五條市の方に売却する面積であったり、単価というのがきっちり確定したものがなく、

それで具体的にまちづくり推進課の方に売却している土地につきましては、不動産鑑定評価等々を入れた結果としまして、用地の平米単価が確定しております。その辺の差額が発生したものと、詳細な百六十二万五千三百五十五円の具体的な数字は持ち合わせてないのですけれども、要因として公社の簿価と鑑定価格で封入してもらった差額が一つの大きな要因かなと考えております。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）公社の簿価と鑑定士の先生の判断に誤差があったという解釈ですか。例えば、ほかに必要であると見込んでおった土地がこれだけ必要でなかったとか、それ以上に必要であったとか、面積が変わったとか。主要因は今言う購入単価の違いということですか。

○議長（窪 佳秀）上田土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（上田幸則）三番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

基本的に当初予算編成をするときに当たりました、本来土地開発公社の土地を売却するに当たっては、簿価という形で処分させていただいております。

ただ今回、都市再生整備事業という国の補助事業に当たりました、補助申請等々をするに当たりました、不動産鑑定評価というものを入れた中で売却してもらったというのが一つの要因と、当初の予算編成をするに当たりました、買収の面積等も確定していない中で予算編成というのも、一つの要因であったと認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）公社の持つおる簿価より鑑定士の先生の鑑定の方が安かったということですね。公社がこれだけで売れると思っていたのが、実際にはこれだけでしか売れなかったという差額ですやん。そういう解釈ですね。

そして八ページの二、その他の事業の中で、土地開発公社健全化計画等に基づく用地売却、野原新町公共用地、野原西一丁目一、七〇八平米、そして金額、野原新町公共用地、新町三丁目一、一八五・五四平米、そして金額が入っているのですけれども、これを売却されたということですね。公社が市に対してね。この金額の算出基準というのは今言う鑑定士の判断で算出されているのですか。そしてこの面積を掛けて、鑑定士さんが単価を鑑定されたのか、どう鑑定されたのか分かりませんが、この金額の算出、今手元に電卓がないので分かりませんが、野原西一丁目と新町三丁目の平米単価、かなり開きがあると思うのですけれども、その要因についてお知らせいただけますか。

○議長（窪 佳秀）上田土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（上田幸則）三番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

今御質問の野原新町公共用地二箇所なんですけれども、上の段の売却先、まちづくり推進課に対しまして売却しておりますものが、国の補助対象事業であります都市再生整備事業という形で売却するに当たりまして、土地鑑定評価を入れた結果、面積割しますと平米単価一万一千円となっております。

下の建設課に道路敷き、市道敷きとして売却をしております一、一八五・五四平方メートルにつきましては、本来土地開発公社が売却するに当たって簿価という数字を持つに当たりまして、この平米単価が一万八千六百四十七円となっております。それに面積を掛けまして、公社の事務費三パーセントを乗せてもらった形で建設課の方に売却をしております。

上の段と下の段の違いというのは、上の段が土地鑑定評価額を基準に、下の段が公社の簿価の基準値ということで売却しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）それをどう言うのと違うのですけれども、今言う上の段と下の段と算出基準が違うって、これは公社の財産ですやんか、幾ら売り先が市であっても、基準がね、例えば毎年国から出す地価の何かを基準にしているとか、それで面積が違うので総額が違うというのだったら分かるけれども、今聞いたら使う目的によって、金の出所によって高く売ったり安く売ったりしているんじゃないですか。そのように聞こえたのですけれども、このまちづくり推進の事業は国の補助事業であって、鑑定士さん入れました。簿価より安かった、下の方は簿価に従ってこの金額を出していますと、例えばこの野原西一丁目と新町三丁目とが土地の評価額が違うとかいうのが要因だったら分かるのやけども、今の説明やった使い道によって、金の出所によって金額が違うというように聞こえるのやけど。どないなんかな。

○議長（窪 佳秀）上田土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（上田幸則）三番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

土地開発公社が保有する土地の売却につきましては、本来簿価をもちまして売却をするところでございます。

議員がおっしゃられるように用途によって違うやないかということかと思うのですけれども、実際のところ国の補助事業であります都市再生整備事業という形にのっかって、その事業をスムーズに進めるがために、（議場に声あり）……補助対象事業として取り扱っていた

だくがために不動産鑑定評価で取り扱っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 事業をスムーズに進めるために、安く売ったというのですか。

○議長（窪 佳秀） 上田土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（上田幸則） 三番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

まちづくり推進課に売却いたしております土地につきましては、補助対象事業でありまして、補助申請をするに当たりまして……、補助対象事業として取り扱いをするがために不動産鑑定評価を入れて土地の売却をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。……………

○議長（窪 佳秀） 意見調整のため、暫時休憩いたします。

午後二時五十六分休憩に入る

午後三時五分再開

○議長（窪 佳秀） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

ただいまの答弁について、山田理事の方から答弁を述べます。

○理事（山田和宏） 失礼いたします。

土地開発公社なんですけれども、バブル期の前に公有地の拡大に関する法律ができて、地価がどんどん上がっていった時代でございます。そのときに先行取得をして安く土地を確保して事業化しているというのが、この土地開発公社の制度の根幹でございます。

資料に記載のとおり、土地開発公社健全化計画に基づく用地売却とさせていただきますところでございます。本来国から先行取得でありまして、取得してそれから国に買い戻していただいたものについては、簿価で買っていたものになっております。ただ、元々持っておりました公社の保有地につきましては、結果取得した時点と今回売却した時点との価格差でございます。取得価格をもって公社の方は簿価

としております。補助事業に乗せて事業化をして、保有地を減らそうというのが健全化計画でございますので、それに沿って時価でもって売却したものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 今意見調整の間に、今言っていたようなことを詳しく分かりやすく説明いただいたので、この件は、自分の勉強不足などところもあって今後またいろいろ勉強させていただくということ、ただこういうところに出てくるに当たっては、先ほどの答弁のように、市長がいつもおっしゃる公平・公正という部分で、どうしてもこの部分が、格差があったように勘違いしましたので、そういう答弁もすっかりしていただけるようお願いできたら無駄な時間を過ごさなくても済んだのではないかなと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（窪 佳秀） 質疑を終わります。

以上で報第五号の報告を終わります。

○議長（窪 佳秀） 次に、日程第三、報第六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治） 報第六号、平成二十六年一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告について。

○議長（窪 佳秀） 報告を求めます。泉谷一般財団法人大塔ふる里センター常務理事。

〔一般財団法人大塔ふる里センター常務理事 泉谷進治登壇〕

○一般財団法人大塔ふる里センター常務理事（泉谷進治） ただいま上程いただきました報第六号、平成二十六年一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業につきまして、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により、御報告申し上げます。

別冊の資料を御覧ください。

当財団の平成二十六年度につきましては、主に職員十名、調理師二名、ほかパート職員を雇用し、施設及び事業の運営を行いました。

平成二十三年九月の紀伊半島大水害以後、大塔地区に発令されておりました避難指示、避難勧告が平成二十六年十二月二十六日に全て解除

となり、大塔郷土館駐車場の仮説住宅撤去も完了しました。

平成二十六年八月九日、十日の台風十一号接近による各施設休館を始めとしまして、週末ごとの悪天候も重なり厳しい一年となり、ふれあい交流館、ロジジ星のくに、道の駅等の施設概要は下記のとおりとなっております。

赤谷オートキャンプ場につきましては、砂防工事が進められておりますが、再開まではまだ多くの時間を要すると考えられます。

なお、全ての事業収入につきましては、一億四千六百四十九万三千二百五十円、その他雑収益につきましては四百九万二千六十九円で当期収入合計一億五千五十八万五千三百九十九円となりました。

支出にしましては、一億五千四百四十五万七千四百四十円で、当期収支はマイナス八十七万二千二百二十一円となりました。

来期につきましては、電気代の大幅な値上げ等もありますが、さらなる経費削減を行い、収支の改善に取り組んでまいります。

また、各自治体及び各種団体への営業のほか、路線バス運賃キャッシュバックキャンペーンが継続されることによる利用者、地方創生による県・市のプレミアム商品券の利用者を大塔町に集客できるよう営業に努めます。

道の駅レストランのブースにおきましては、帝塚山大学との連携によって期間限定、日曜日だけの営業として四月三十日より再開となりました。

それでは、別冊の一般財団法人大塔ふる里センター平成二十六年年度決算書・事業報告書を御覧いただきたいと存じます。

三ページ及び四ページについて御説明申し上げます。

財団法人大塔ふる里センター全体の収支計算書でございます。

まず、財団法人大塔ふる里センターの決算につきましては、大きく五つの施設の営業と一つの事業について管理し、最終的に決算で利益を確保することを目標として努力しております。また、全体の予算の中で、四千二百二十万円を指定管理料としていただいております。

この指定管理料の配分につきましては、事業収益では管理できない施設、または事務費に配分させていただいており、事業収益として一億二百七十二万九千八百八十二円と委託金収入四千二百二十万円、その他雑収益等を含め、当期収益合計一億五千五十八万五千三百九十九円で、支出につきましては、事業費用として一億四千二百三十四万二千六十円と管理費等を含め、当期支出合計一億五千四百四十五万七千四百四十円となり、八十七万二千二百二十一円の赤字となりました。

それでは、主な施設及び事業について収支状況を御説明申し上げます。

五ページから十ページを御参照いただきたいと存じます。

まず初めに、ふれあい交流館でありますが、当施設は日帰り温泉浴場・レストラン・田舎のコンビニ・カラオケルームや公共的な利用施設として図書コーナー・会議室・和室等があります。

昨年四月から本年三月までの御利用客は延べ二万九千八百五十八人で、職員三名と調理師一名及びパート職員で運営しております。

収支につきましては、事業収益合計五千四百三十二万七千二百五十円に對しまして、事業費用合計五千四百七万二千七百五十円であり二十五万四千五百四十五円の黒字となっております。

次に、ロジジ星のくにであります。

当施設につきましては、本館棟に和室六室、洋室四室のほか、ドーム付きバンガロー三棟、ログキャビン五棟の宿泊施設であります。

周辺には天体観測施設として、四五センチ反射望遠鏡を始め、プラネタリウム館がございます。

昨年四月から今年三月までの御利用客は延べ一万二千七百六十一人で職員三名、調理師一名及びパート職員で運営しております。

収支につきましては、プレミアム宿泊券を御利用いただいたお客様や各種団体様の御利用によりまして、事業収益合計四千二百七十二万一千五百四十八円に對しまして、事業費用合計四千二百二十八万一千六十六円であり、四十四万四千八十二円の黒字となっております。

次に、道の駅であります。当施設は総合案内と物産販売施設によりまして、平成二十六年年度の御利用者は延べ二万六千七百四十三人で、職員二名及びパート職員により運営しております。

収支につきましては、事業収益合計三千五百三十七万五千四百六十一円に對しまして、事業費用合計三千五百一十一万三千六百八十八円となり、二十六万一千七百七十三円の黒字となっております。

次に、大塔郷土館であります。平成二十六年年度におきましても、当施設は通常営業とはなりませんでしたが、施設を利用し大塔の物産品等の製造を行いました。

収支につきましては、事業収益合計四百九十四万六千三百七円に對しまして、事業費用合計五百四万一千九百八十六円で九万五千六百七十九円の赤字となりました。

次に、昨年度から、ふれあい交流館で運営を行っております、福祉事業のデイサービスにつきましては、職員一名及び看護士を含む他臨時職員二名で、延べ三百六十四人に御利用いただき、事業収益合計四百七十七万三千八百三十三円に對しまして、事業費用合計五百七十六万八千

六百二十円であり、百五十九万四千七百八十七円の赤字となっております。

その他の施設等につきましては、恐れ入りますが、後刻御清覧くださいますようお願いいたします。

以上で平成二十六年年度一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業についての報告を終わらせていただきます。

○議長（窪 佳秀） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「三番」の声あり） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） ただいまの報告の中で、道の駅の件ですけれども、利用者が二万六千七百四十三名の方、レストランブースにおきましては、先般の質問でもさせていたいただいたように、帝塚山大学の学生さんによって週末だけテツカフェと、また県の南部振興基本計画、地域資源の発掘というところにも付随してくるのかなと思うのですけれども、実際理事長の副市長にお尋ねしたいのですけれども、以前にもほかの質問で、財団の理事長として、こういう施設やとか現状やとか、現地に行かれて状況を把握していただいておりますかどうか、忙しいのでしょっちゅう行けとは言わんけれども、現状の把握くらいはされていますかという、やり取りもさせてもらったと思うのです。

そこでちよっとお尋ねしたいのですけれども、今言う道の駅、レストラン、あの建物、下にトイレありますよね。上にレストランや土産物売るところがある。そこに行かれたことありますか、最近。多分行ったことがあったら分かるはずなんです。トイレがどんな状況にあるのか。決して清潔なトイレとは言いがたい、決して不潔とは言いませんけれども、そして二階に上がっていく階段、滑り止めのタイルも一部劣化している、また階段自体の足元が劣化している部分もある、こういうこれから廃れていく施設だったら、余計なところにお金を掛けなくてもいいか分からないけれども、この間からの質問や今の流れ、利用者の数などを見ていったら、やっぱり県も南部振興基本計画の中の一つとして捉えていただいておりますこの財団の管理者として、そういう人をね、他所からの来訪者を迎え入れるという観点から言うたら、何とかもうちよっと設備投資まではと言いませんけれども、改善を図っていただけるような取組をしていただいた方がいいのではないかと思うのですけれども、お考えを聞かせていただけますか。

○議長（窪 佳秀） 檜内副市長。

○副市長（檜内成吉） 三番牧野議員の御質問にお答えいたします。

今の天辻のところの道の駅等のお話でございますけれども、四月の終わりにテツカフェを河合教授を中心に帝塚山大学の学生の皆さん方によりまして、オープンしていただきました。そのときに入らせていただき、さらに私自身は連休のときに昼間の時間を少し過ぎた時間帯に行

かせていただいた。またレストランなどでよばれさせていただいて、大体の人数、後で聞かせていただいたら、連休のときには百人を超えるようなレストランの入りでありました。そこでしばらく居させていただきますと、やはり若い声が聞こえていましたら、下から上がっていた人、また横の土産物の方に入っていた人ばかりおったように私の中では記憶をさせていただいていますし、またその当時は、手作りのたこ焼きであったりというものも非常に売れておったように思っております。

ただ、いろいろ帝塚山大学の方も御尽力をいただきながら、いろんなアイデアを出していただきながらやっていたのですが、連休を終わりますと少し二桁くらいの入り込み客になっておるといっても聞いております。

私もトイレの方も気になりまして、実際使わせていただいて、そのときには聞かせていただきたら、ある一定の時間帯で清掃もさせていただいたり、不潔にならないようには一生懸命させていたおるといふうに聞かせていただきました。

行動的なことにつきましては、なかなか改修、大型な改修は市の担当の方でお願いするわけですが、階段の方につきましては、今年の三月の当初予算の方におきまして、修繕をしていただくということで今鋭意設計の方をやっていたおるように聞いております。

少しでも上へ上がっていただいて、いいところ、また五條市の土産物をどうにかして買っていただけるような努力はさせていただきたいなということで、職員一丸となってやらせていただくようにということで、お願いもしてきましたとさせていただきます。

財団の方につきましては、皆さん方もいろいろな御支援といえますか、応援によりまして、平成二十三年に災害がありましたけれども、大體二十二年あたりまで少しずつですけれども、頑張らせていただいております。ただ、今回八十何万円の赤字決済ですけれども、それぞれの施設につきましては、ほぼどうにかして大きな赤字にはなっていませんけれども、福祉部門を除きながら赤字に近いくところでもってこさせてください。そのためにはいろんなところで、光熱水費におきまして、どうしてやるかということで、夢乃湯におきましても、風呂のところでも非常にお金が要っておるので、一日焚くのをやめました。それも地元にお願ひもさせていただきながらしたわけですが、そういうような形でやると黒字の方にもつてきておるといのが現状ですけれども、大きな黒字的なところでもあります、大塔キャンプ場にいたしましたも、去年の台風十一号だったと思うのですけれども、また災害に遭って、今ほとんど、全てきれいになってしまっているような状態ですけれども、そこが安全確保されてきて、そして大塔キャンプ場ができるようになってくれるまで、みんなで一生懸命に頑張っていこうと。

それから、昨年十二月に避難指示・勧告等解除されまして、避難の方々の方々の仮設住宅も撤去されるということになって、天辻の大塔郷土館

もフル稼働に近い状態に今後夏場にはなれるであろうということもありますので、来年に向けてはしっかりとやれるのかなと思っておりますけれども、悪い施設のところ、小さな例えば木の傷み等もあるところも実際に見せていただいて、どうにか危なくないようにという指示もさせていただいたというところで、できる限り行ける時間帯があれば、見に行かせていただいて、みんなとともに頑張らせていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 理事長としては全体的なものを見ていろんな判断をしていかなければならないと思うのですが、ただ今言うている道の駅、あの街道を走っていったら我々地元のものであっても、また他所から来ていただける来訪者、観光客であっても、あれだけの距離を走っていたら必ず人間って生理的現象でトイレ休憩って、どっかで入れるのですね。唯一、あるトイレ違うのかな。公衆トイレというのは。目について分かるというのが。そういうところをやっぱり来ていただける方に対して清潔に、なおかつ、まだきれいにしていくことによって、他所からお越しいただける方々に対してもなすと、おもてなしするというふうにつながって行くのではないのかな、それが今言う財源的に厳しいうんぬんとありますやろけれども、それがために県の振興計画にも、また五條市のまちづくりにもつなげて行っていただいて、市や県に支援いただいて、そういう環境を整えることが、来ていただく方に対してのおもてなしというのが伝わっていくのかなと。

トイレってやっぱきれいに越したことはないと思うのです。今職員さん方が清掃もきっちりしていただいていると思う、しかし磨いても見た目、タイルが色変わるわけでもなんでもないのです。またそのトイレの前のゴミ箱、それも時間帯によってはあふれてこぼれているときがあるんです。よく今社会的にごみ屋敷って、一時的にでもそうなるタイミングって私も何回かあそこ見かけたのですよ。それが他所から来ている人からは、例えばゴールデンウィークとか連休とか、これからのシーズンとかどんどん人がトイレ休憩で降りて行って、そのときに一斉にトイレ使われますね。必ずその前通るのですよ。そこにごみを捨てる、それがあふれておいたら、バスから降りてきはった観光客の方がどう思われるか、そういうのも整備していく必要があるのではないかと思えますので、よくよく御検討いただいて、他所から来ていただいた方がいい形、いいものをもって帰っていただけるような、お迎えするような環境を整えていただけたらと思いますので、今後ともよろしく願います。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）道の駅レストランのブースにおきましてと、あるのですけれども、この帝塚山大学と連携していただいておりますのは大変有り難いのですけれども、この帝塚山大学との連携の、期間限定日曜日のみとなっているのですけれども、これの契約というのはどうなっていますか。

○議長（窪 佳秀）泉谷一般財団法人大塔ふる里センター常務理事。

○一般財団法人大塔ふる里センター常務理事（泉谷進治）十番吉田議員の質問にお答えいたします。

この間、近々に確認したのですけれども、契約書自体はまだできていないと聞いています。運営につきましては、光熱費、そういうお金については、今のところ全額こちらが負担するのか、向こうから負担していただくのか、そういうこととか、売り上げで利益がどんどん上がれば、ふるさと納税として五條市に納めたいというような話を聞いています。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）今聞かせていただいたら正式な契約はしていないと、今現在やったら光熱費は使ったら払うと要った分だけ。そういうことですね。それはきちっと貸すのだったら貸すでこちらが来てもらうようにお願いしたんやったら、お願いしたような契約というのはきちっと契約を交わしておかないことにはあかんの違いますか。そうでないと、もしほかにもそこでレストランをやりたいという方がおられた場合、契約というのをきちっとしておいてそれで貸す場所を選定するという形をとってもらった方が有り難いと思えますけれども。

○議長（窪 佳秀）泉谷一般財団法人大塔ふる里センター常務理事。

○一般財団法人大塔ふる里センター常務理事（泉谷進治）十番吉田議員の御質問にお答えいたします。

誠に議員さんのおっしゃるとおりでございます。私も最近なんです。契約はどうなっているのかと聞いたところ、していないということをお聞きまして、それはすぐしなければならぬと、そういう指示はさせていただいております。

私も、それは分かりませんのでして、話を聞けばそういうことで、その電気代とかの話も、まだこれから全額市から払うものか、何パーセントこちらにもらうとか、そして先ほど言わせてもらったように、売り上げがかなり上がれば、それを五條市のふるさと納税としていただくと、そういうことをしっかりと決めさせていただいて、早急に契約を結ぶようにいたします。申し訳ございません。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）同じ質問を副市長にさせていただくのですけれども、契約どうなっていますか。

○議長（窪 佳秀） 榎内副市長。

○副市長（榎内成吉） 十番吉田議員の御質問にお答えいたします。

今、泉谷支所長の方から申し上げたとおり、契約自体は個々にはできておりません。ただ帝塚山大学さんと市の中ではお互いの協定はできております。その中で、今回話をいただいたというふうに聞いております。大きな話を聞かせていただいている中では、帝塚山大学さんの方は学生に対するいろんな授業の一環の現場研修という立場に立っておりますので、基本的には収益的なものはふるさと納税的などところで五條市の方に還元させていただくというふうにお聞きさせていただいております。

ただいま議員御指摘のとおり、個々の詰めた三者による契約、五條市と帝塚山大学さんとそれから財団との契約というのは、まだできていないというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）やはりいろんな面で帝塚山大学さんと五條市とは連携をとっておるのは知っております。しかし個々に財団が入っていますので、そこそやはりきちつと契約書を交わしていただきたいと思えますけれども、早期にやっていたいただけますか。

○議長（窪 佳秀） 榎内副市長。

○副市長（榎内成吉） 十番吉田議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、早急に担当の方に指示をさせていただきまして、帝塚山大学さんと詰めさせていただいて、契約を結ぶべきものはさせていただきますと思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）この収益事業の、十四ページですけれども、交流館二万九千何人の利用者数と書いて、三万人近い、この利用者の中でふれあい交流館で入浴されたという人数は、一年間で大体分かりますか。

○議長（窪 佳秀） 泉谷一般財団法人大塔ふる里センター常務理事。

○一般財団法人大塔ふる里センター常務理事（泉谷進治）十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

ふれあい交流館の入浴者数につきましては、二十六年度をもちましては、一万四千三百五十七名でございます。前年度に比べましては、一千七百六十七名の減となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）五ページの内訳表で交流館とか星のくへの燃料費とか光熱費が非常にウエートを占めております。そして交流館と星のくへの比べたら大体二倍くらい燃料費、光熱費が要ってますな。燃料費は風呂のボイラーの燃料ですな。例えば交流館の場合六百万円の燃料費で一万八千人風呂に入ったということですね。それやったら採算は合いますか。二万人入って三百円で六百万円になるんちゃうんかな。そしたら十分採算合うわな。ほかの風呂に行ったら六百円、八百円というのやさかい。かなりここにウエートを占めているのやけれども、交流館は二十五万四千幾らの黒字と書いてくれてあるけれども、副市長も黒字になったとか努力しているとか言うてくれているけれども、土台があるから黒字ですやん、この財団法人は、土台のこと言わへんやん、誰も。一般企業やったらこんなん赤字やん、土台があればんのやから、指定管理料が。そしてこの四千なんぼのうちの内訳でふれあい交流館の配分率が非常に高いわな、二千二百七十万円、星のくにが三百九十万円、これだけの二千二百七十万円の土台を結局投資して四十何万円の黒字やと、元から二千万円ほど赤字やん。だからこれでそんな赤字になるのかな、風呂だけ見たら一万八千人やったら、仮に二万人として三百円もらったら六百万円で、十分燃料代になるわな。光熱水費って、これは電気代が高いわけですか。一千万円も電気代が要るといふことは、館が大きいさかいに……、ここらがかなりの経費から見たら、給料一千万円はしゃないとしても、ここらを何とかならんのかなと、赤字を解消するために。帳簿上は黒字になつとるけれども、土台があるさかいに黒字であるだけであって、四千万円か二百万円の管理料がなかったら、全くの赤字で閉めてしまわなければならない状態やん。商売として成り立つことないわ。見とつたらな。そこら辺、副市長、泉谷支所長に言うたかつてしゃないけれども。

風呂一日休んだとか、なんとかさつき言うてくれていますけれども、僕が思うのは、地元の人にしたらふれあい交流館で風呂があったらいいと、地元の人がたくさん入られるのやったら閉めてしまうわけにもいかんやろけれども、例えば他所から来てくれる人とかが多いのやたら、大塔に二つも温泉もつたないから、星のくへの場合は宿泊施設があるさかいに風呂なしというわけにはいかんと思うわ。もしも交流館の方で他所の人が多ければ、地元の人人口から言うたら利用者は少ないやろ。人口からいうたら。そしたらあの道を通る人が風

呂に入ってくれるのやったら、別段僕は星のくにもええんと違うんかよと、湯は運んでこんなんけど。そやけどこの間星のくに行ったら男湯のガラス割れとったわ。(笑声) 谷側の方の上が、ガムテープかなんか張ってあったように思ったで。段ボール当ててあったか。あれではちょっとお客さん来ないかも分からんわな。その辺副市長一遍考えてもらったかどうか。地元の意向ももちろんあるけれども。ちょっとあの距離の間で行政が手を出して補助金を出してやるのに、二つも風呂はもつたいないと思うわ。通りすがりの人とか他所から来てくれる人やったら、もう星のくに行つてもらうようにした方がいいのと違うのかなと、思いますけれども、どうですか。

○議長(窪 佳秀) 檜内副市長。

○副市長(檜内成吉) 十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

今回の財団が指定管理をさせていただいております施設の中で、このふれあい交流館、五條市でこちらの方で言えば市民会館的などところに風呂があるというような施設でございます。他所からの人も十津川の方に行かれる方だと思っておりますけれども、あるいは上がってきてくれる人も増えてきておりますけれども、一日、二日と今休館をさせていただいております。後だけ維持管理、風呂の維持管理というよりも温泉の維持管理をする費用も、今それだけをするならば幾ら要るかということ算出するように指示をさせていただいております。またそれを含めて本当に高い電気代に対してどうするのか、三階の大会議室といいますが、一番のホールのところをもし使わないということであれば、非常に電気代は削減できるというふう聞いておるわけですが、なかなか年間に何十回か使われておるようでございますので、切つてしまふわけにはいかないということも聞いております。

それならば、よく言われております第二電々みたいな新しい電気会社の方ということで、前回は当たっていたら、こちらの方に来ていただけるかどうかということもさせていただいたわけですが、その当時は、ちょうど二年前くらいだったと思うのですが、その当時にはなかなか大塔の方までは行くことはできないということの回答だったので、時期がたっていますので、再度いるんなどころを使つてできないかという見積りを今出させていただくようにお願いをしておるところでございます。

どうしても、光熱水費等、ここに書いてある燃料代というものが、特に高いということが数字的に現れておりますので、その削減に向けていろいろの手段をみんなの知恵も含めてですけれども、お知恵を拝借しながら改善に向けてさせていただいたら、ただ究極的な今議員がおっしゃっていたように、ここの風呂を全部やめてしまって、天辻の方一本にできるかどうかということが最終的には究極的なことになろうかと思えますけれども、もしも大塔のふれあい交流館の温泉の維持管理費用というものが、非常に高くないというか、ある程度の中でま

われるなどということが確認をできていくならば、その議論というものは深めていかざるを得ないかなと思っております。

いずれにしても、今の光熱水費等燃料代につきましては、検討をしっかりとさせていたいただきたいと存じております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） そういうことで、この辺が経費として非常に突出している。

そしてまた、交流館の方の風呂をやめてしまえというのは究極な話やけれども、今西吉野で永谷に温泉できた、また西吉野温泉、きすみ館もまた話が出てきますんやろ。あの通りの一六八号で温泉四つもあって、昔は方々に温泉はなかった。きすみ館ができたときには方々に温泉がなかったさかいに一番いいときは五万人ほどあそこには来ていたらしいけれども、これだけ温泉も方々にできてきたら、温泉ブームも下火になっていくのかなど。たくさんできていくし。この一六八号のところでも四つ、永谷のは民間やけれども、行政が携わっているのは三つあるわけですよんかえ。ちょっと無理やと思うわ。どっちにしても。この人口で。十津川まで行ったら、十津川に温泉あるんやし、そこら辺よく考えてしていただきたいと思えます。

○議長（窪 佳秀） 質疑を終わります。

以上で報第六号の報告を終わります。

○議長（窪 佳秀） 次に、日程第四、報第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治） 報第七号、平成二十六年五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

○議長（窪 佳秀） 報告を求めます。山田理事。

〔理事 山田和宏登壇〕

○理事（山田和宏） 失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第七号、平成二十六年五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三ページより御覧いただきたいと存じます。

平成二十六年年度予算におきます繰越明許費につきましては、その確定額でございます全三十六事業、十七億四千四百二十万四千二百八十円につきまして、地方自治法施行令第四十六条第二項の規定により報告を行うものでございます。

恐れ入ります、議案書の四ページから六ページを御覧いただきたいと存じます。

それでは、事業別に御報告申し上げます。

なお、各事業の内容につきましては説明を割愛させていただきます、繰越確定額のみとさせていただきます。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、五條市まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定支援事業につきましては、繰越確定額一千百十万円でございます。

次に、五條市新婚世帯住宅取得補助金交付事業につきましては、繰越確定額一千万円でございます。

次に、五條市UIJターンの住宅取得補助金交付事業につきましては、繰越確定額五百万円でございます。

次に、空き家利活用推進支援事業につきましては、繰越確定額百万円でございます。

次に、デマンド交通実証運行事業につきましては、繰越確定額六百十五万二千元でございます。

次に、新庁舎整備事業等支援業務委託につきましては、繰越確定額三百六十五万四千円でございます。

次に、住民情報システム改修業務委託につきましては、繰越確定額一千五百八万五千四百四十円でございます。

次に、三款民生費、一項社会福祉費、地域介護、福祉空間整備等施設整備事業につきましては、繰越確定額四千九十万円でございます。

次に、四款衛生費、一項保健衛生費、南和広域医療組合負担金につきましては、繰越確定額二億四千六百八十三万八千円でございます。

次に、健康で安心して暮らせるまちづくり事業につきましては、繰越確定額二百三十九万一千円でございます。

次に、二項清掃費、周辺地区環境整備工事につきましては、繰越確定額百九十万円でございます。

次に、五款農林業費、一項農業費、新規就農者確保事業につきましては、繰越確定額七百八十七万五千円でございます。

次のページにまいりまして、農業基盤整備促進事業につきましては、繰越確定額四百三十二万円でございます。

次に、市単独土地改良事業につきましては、繰越確定額一千九百八十万円でございます。

次に、震災対策農業水利施設整備事業につきましては、繰越確定額五百万円でございます。

次に、二項林業費、きすみ広場防護柵設置事業につきましては、繰越確定額二百二十万円でございます。

次に、ジビエを活かした地域活性化事業につきましては、繰越確定額九百六十六万一千円でございます。

次に、林道維持補修事業につきましては、繰越確定額五百五十万円でございます。

次に、林道開設事業につきましては、繰越確定額二千五万八千円でございます。

次に、市単独林道改良事業につきましては、繰越確定額三百万円でございます。

次に、六款商工費、一項商工費、きすみ館大規模改修設計業務委託につきましては、繰越確定額八百二十万円でございます。

次に、プレミアム商品券活用事業につきましては、繰越確定額九千九百四十万円でございます。

次に、七款土木費、二項道路橋梁費、道路維持修繕事業につきましては、繰越確定額一千六百九万九千二百円でございます。

次に、道路改良事業につきましては、繰越確定額一億一千九百九万七千二百四十円でございます。

恐れ入りますが、次のページをお願いいたします。

次に、橋梁維持修繕事業につきましては、繰越確定額二百万円でございます。

次に、橋梁改良事業につきましては、繰越確定額四千万円でございます。

次に、三項河川費、河川維持修繕事業につきましては、繰越確定額八百二十万円でございます。

次に、四項都市計画費、（仮称）五條総合体育館建設事業につきましては、繰越確定額七億九千七百七十万円でございます。

次に、五項住宅費、小規模住宅地区改良事業につきましては、繰越確定額一億七百五十三万七千円でございます。

次に、八款消防費、一項消防費、地域の安心・安全強化対策事業につきましては、繰越確定額三千二十四万円でございます。

次に、警鐘台新設事業につきましては、繰越確定額百四十万円でございます。

次に、防災行政無線整備設計業務委託につきましては、繰越確定額一千五百万円でございます。

次に、九款教育費、六項社会教育費、大塔郷土館施設修繕事業につきましては、繰越確定額二百五十万円でございます。

次に、十款災害復旧費、一項農林業施設災害復旧費、林業施設災害復旧事業につきましては、繰越確定額六千七百六十万円でございます。

次に、二項公共土木施設災害復旧費、道路災害復旧事業につきましては、繰越確定額一千二百十万円でございます。

次に、河川災害復旧事業につきましては、繰越確定額百七十万円でございます。

繰越事業は以上でございます。

なお、いずれの事業につきましても、早期完了を目途に取り組んでまいります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（窪 佳秀）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第七号の報告を終わります。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第五、報第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）報第八号、平成二十六年五條市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。

○議長（窪 佳秀）報告を求めます。山田理事。

〔理事 山田和宏登壇〕

○理事（山田和宏）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第八号、平成二十六年五條市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の七ページより御覧いただきたいと思っております。

本案につきましては、平成二十六年度中に完了を予定しておりました繰越明許費によるものうち、当該年度内に支出が終わらなかった事業について、地方自治法第二百二十条第三項ただし書の規定によりまして、事故繰越しとさせていたところでございます。

なお、事故繰越しにつきましては、地方自治法施行令第五十条第三項の規定によりまして、繰越明許費の準用することから、ただいま御覧いただいております事故繰越し繰越計算書を調製し、報告を行うものでございます。

それでは、事業内容について御報告申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の八ページを御覧いただきたいと思います。

七款土木費、四項都市計画費、(仮称)五條総合体育館建設事業でございますが、入札不調による工事着手の遅れ等により、年度内の完了が困難となったため、十五億円を事故繰越しとしたものでございます。

なお、当該事業の財源でございます防災・安全交付金の七億五千万円につきましては、去る三月三十日付けをもちまして近畿財務局長より事故繰越しの承認を得ております。

同じく、公共事業等債の七億五千万円につきましても、同日付けをもって、奈良県知事より借入に係る同意を得ております。

以上、御報告申し上げます。

○議長(窪 佳秀) 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第八号の報告を終わります。

○議長(窪 佳秀) 次に、日程第六、報第九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長(竹本勝治) 報第九号、平成二十六年五條市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

○議長(窪 佳秀) 報告を求めます。河田水道局長。

〔水道局長 河田博幸登壇〕

○水道局長(河田博幸) ただいま上程いただきました報第九号、平成二十六年五條市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、地方自治法施行令第四百四十六条第二項の規定により御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の九ページから十ページを御覧いただきたく存じます。

本件につきましては、去る三月議会で平成二十七年五條市へ繰り越すべき限度額を御決議いただきました簡易水道施設整備事業につきまして、

今回は繰越確定額の報告でございます。

一款総務費、一項総務管理費、宗柁上地区統合簡易水道整備事業、翌年度繰越額は一億二千二十五万二千円で、その財源は国庫支出金、簡易水道事業債、過疎対策事業債及び一般財源となっております。

事業の内容は、水道未普及地域であります西吉野町本谷地区への配水管工事と、西吉野町勢井地内にあります浄水場の施設整備工事であります。

工事のしゅん工につきましては、平成二十七年七月末を予定しております。

以上で御報告を終わらせていただきます。

○議長（窪 佳秀）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第九号の報告を終わります。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第七、報第十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）報第十号、平成二十六年五條市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

○議長（窪 佳秀）報告を求めます。田中都市整備部長。

〔都市整備部長 田中稔泰登壇〕

○都市整備部長（田中稔泰）ただいま上程いただきました報第十号、平成二十六年五條市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十一ページを御覧いただきたいと存じます。

本件につきましては、去る三月議会で平成二十七年五條市下水道事業特別会計につきまして、今

回は繰越確定額の報告でございます。

恐れ入りますが、十二ページの計算書を御覧いただきたいと存じます。

一款、一項下水道費、事業名、流域関連公共下水道事業、翌年度繰越額二千三百十万円及び汚水処理基本構想策定業務委託、翌年度繰越額二百万円、合計二千五百十万円でございます。

内訳といたしまして、今井三丁目、野原西二丁目での公共下水道新設工事費と、これに伴います水道管移設補償費及び汚水処理基本構想策定業務委託費でございます。

財源につきましては、国庫支出金、市債及び一般財源でございます。

主な理由といたしましては、関係機関との協議等に不測の日数を要したためであります。

なお、事業のしゅん工につきましては、本年九月末を予定しており、それまでの早期完了を目指すものであります。

以上で御報告を終わらせていただきます。

○議長（窪 佳秀）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第十号の報告を終わります。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第八、報第十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）報第十一号、平成二十六年五條市水道事業会計予算繰越計算書について。

○議長（窪 佳秀）報告を求めます。河田水道局長。

〔水道局長 河田博幸登壇〕

○水道局長（河田博幸）ただいま上程いただきました報第十一号、平成二十六年五條市水道事業会計予算繰越計算書につきまして、地方公営

企業法第二十六条第三項の規定により御報告を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十三ページから十四ページを御覧いただきたいと存じます。

本繰越計算書は、一款資本的支出、一項建設改良費の一部を翌年度に繰り越したものでございます。

下水道整備事業関連移送工事事業の予算計上額三千四百四十万円のうち、七百十万一千円を翌年度に繰り越したものでございます。財源につきましては、負担金と損益勘定留保資金を充てております。

なお、工事は本年七月末にしゅん工する予定であります。

以上で御報告を終わらせていただきます。

○議長（窪 佳秀）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第十一号の報告を終わります。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第九、報第十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）報第十二号、専決処分報告、承認を求めることについて（五條市税条例等の一部改正）。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。山田理事。

〔理事 山田和宏登壇〕

○理事（山田和宏）ただいま上程いただきました報第十二号、五條市税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告、承認を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書十五ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）が、平成二十七年三月三十一日に公布されたこ

とに伴いまして、平成二十七年年度の市税の課税に急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定により、平成二十七年三月三十一日に専決処分を行いましたので、本定例会におきまして報告し承認を求めるところでございます。

恐れ入りますが、議案書十七ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条関係につきまして、御説明申し上げます。

第二条につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴う所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、第三十一条につきましては、法人市民税の均等割の税率適用区分であります資本金等の額に係る改正に伴う所要の規定の整備を行うものであります。

下から三行目、第三十三条につきましては、所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人住民税所得割の課税標準の計算において、当該譲渡所得につきましては、所得税法の計算の例によらないものとするための所要の規定の整備を行うものであります。

次に、第三十六条の二につきましては、法人番号の規定の整備を行うものであります。

次に、議案書十八ページを御覧いただきたいと思います。

第三十六条の三の三につきましては、地方税法の改正に伴う項ずれの整備を行うものであります。

次に、第四十八条及び第五十条につきましては、法人税法の改正に伴い、市民税の申告納付及び不足税額の納付の手続きに伴う所要の整備を行うものであります。

次に、第五十一条につきましては、個人番号または法人番号の規定の整備を行うものであります。

次に、第五十七条及び第五十九条につきましては、地方税法の改正に伴う条ずれの整備を行うものでございます。

次に、第六十三条の二から次の十九ページの第百三十九条の三及び二十一ページの下から八行目、附則第十条の三、次の二十二ページの真ん中より少し下でございます。附則第十三条の四につきましては、固定資産税及び軽自動車税に関する改正で、個人番号又は法人番号等の規定の整備を行うものでございます。

次に、少し戻っていただきます。十九ページをお願いいたします。真ん中より少し下でございます。附則第四条につきましては、納期限の延長に係る延滞金の特例の改正でございます。法人税法の改正に伴う規定の整備を行うものでございます。

次に、附則第七条の三の二につきましては、個人住民税における住宅ローン制度の適用期限を延長するものでございます。

次に、附則第九条及び二十ページの下から三行目でございます。附則第九条の二につきましては、個人住民税の寄附金控除額に係る申告の特例等につきまして規定の整備を行うものでございます。

次に、二十一ページの上から四行目、附則第十条の二につきましては、固定資産税に関する改正で、わがまち特例の創設に伴い、割合を定める規定を創設するものでございます。

次に、二十二ページをお願いいたします。附則第十一条から附則第十五条までにつきましては、固定資産税に関する改正でございます。地方税法等の改正に伴う規定の整備を行うものでございます。

次に、附則第十六条につきましては、軽自動車税に関する改正で、一定の環境性能を有する軽自動車につきまして、その燃費性能に応じたグリーン化特例の規定を新設するものであります。

少し飛びますが、二十四ページをお願いいたします。

附則第十六条の二につきましては、たばこ税の税率の特例を廃止するものでございます。

次に、第二条関係につきましては説明申し上げます。昨年度改正されました平成二十六年三月五條市条例第十六号の一部を改正するもので、平成二十七年分以後の年度分の軽自動車税について適用することとされておりました原動機付自転車及び二輪車に係る税率について適用開始時期が一年間延長されたことに伴う規定の整備を行うものでございます。

飛びまして、二十六ページをお願いいたします。

附則につきましては、第一条につきまして、それぞれの条例の施行期日を定めております。

二十七ページの第二条につきましては、市民税に関する経過措置を、二十八ページの第三条につきましては、固定資産税に関する経過措置を、三十ページの第四条につきましては、軽自動車税に関する経過措置を、第五条につきましては、市たばこ税に関する経過措置を、また少し飛びまして、三十八ページをお願いいたします。

第六条につきましては、特別土地保有税に関する経過措置をそれぞれ定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第十、報第十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）報第十三号、専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市都市計画税条例の一部改正）。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。山田理事。

〔理事 山田和宏登壇〕

○理事（山田和宏）ただいま上程いただきました報第十三号、五條市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告、承認を求めるところにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書三十九ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）が、平成二十七年三月三十一日に公布されたことに伴いまして、平成二十七年年度の市税の課税に急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定によりまして、平成二十七年三月三十一日に専決処分を行いましたので、本定例会におきまして報告し承認を求めるとであります。

恐れ入りますが、議案書四十一ページをお願いいたします。

第二条につきましては、地方税法が改正されたことに伴います所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、附則第十五項につきましては、地方税法の改正に伴う条ずれの整備を行うものであります。

次に、附則第十四項から四十二ページの下から五行目、附則第二項までにつきましては、法改正に伴います規定の整備を行うものでございます。

次に、附則第一項の次に加える、附則第二項につきましては、わがまち特例の創設に伴いまして、割合を定める規定を創設するものでございます。

最後に、四十三ページの附則につきましては、第一項におきまして、この条例の施行期日は、平成二十七年四月一日と定めております。第二項及び第三項につきましては、条例の経過措置を定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第十一、報第十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治） 報第十四号、専決処分の報告、承認を求めることについて（半島振興対策実施地域指定等に係る市税の特別措置条例の一部改正）。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明を求めます。山田理事。

〔理事 山田和宏登壇〕

○理事（山田和宏） ただいま上程いただきました報第十四号、半島振興対策実施地域指定等に係る市税の特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の報告、承認を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の四十四ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、半島振興法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六号）が、平成二十七年三月三十一日に公布されたことに伴いまして、平成二十七年度の市税の課税に急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定により、平成二十七年三月三十一日に専決処分を行いましたので、本定例会におきまして報告し承認を求めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書四十六ページを御覧いただきたいと思っております。

第一条及び第二条につきましては、半島振興法の一部が改正されたために、対象業務が情報サービス業等、農林水産物等販売業務が追加されたことに伴います所要の規定の整備を行うものでございます。

附則におきまして、この条例の施行期日は、平成二十七年四月一日と定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よつて本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり承認されました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第十二、報第十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）報第十五号、専決処分報告、承認を求めることについて（五條市国民健康保険条例の一部改正）。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。稲次すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 稲次裕美登壇〕

○すこやか市民部長（稲次裕美）ただいま上程いただきました報第十五号、五條市国民健康保険条例の一部改正の専決処分報告につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の四十八ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例改正における専決処分の理由といたしましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成二十七年三月三十一日に公布されたことに伴い、平成二十七年度の国民健康保険税の課税に急を要したために専決処分を行ったものであります。

条例改正の内容につきましては、地方税法施行令の改正に併せて、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る限度額を引き上げる改正と、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、保険税の五割軽減及び二割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げる改正及び国が示す条例（例）に沿わせるための字句等の校正、条文の追加を行う改正であります。

それでは、改正条例の内容につきまして、御説明を申し上げます。

議案書、五十ページを御覧いただきたいと存じます。

まず初めに、五條市国民健康保険税条例第二条第二項、同条第三項及び同条第四項並びに第二十一条本文におきましては、基礎課税額の限度額を五十一万円から五十二万円に、後期高齢者支援金等の限度額を十六万円から十七万円に、介護納付金の限度額を十四万円から十六万円に、それぞれ改めるものであります。

次に、第二十一条第一号、第二号及び第三号におきましては、条文中の地方税法の条ずれに伴う規定の整備を行うものであり、さらに同条第二号におきましては、低所得者の保険税の均等割及び世帯割に係る五割軽減の、また同条第三号におきましては二割軽減のそれぞれ軽減判定所得を引き上げるよう改正を行うものであります。

次に、第二十一条の二及び第二十二条につきましては、その次の第二十二條の二で特例対象被保険者等に係る申告についての条文を追加いたしますので、その条文追加に伴う字句等の校正であります。

次に、附則第三項につきましては、条文中の地方税法の条ずれに伴う規定の整備及び字句等の校正を行うものであります。

附則第一条につきましては、施行期日を規定したものであります。

附則第二条につきましては、適用区分を規定したのものであります。

附則第三条につきましては、平成二十五年十二月に公布されました五條市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正するもので、第二条中におきまして条文中の地方税法の条ずれに伴う規定の整備を行うものであります。

次に、附則第一項におきましては、施行期日の一部を改正するものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（窪 佳秀） 本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

次に、日程第十三、報第十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治） 報第十六号、専決処分報告、承認を求めることについて（五條市介護保険条例の一部改正）。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明を求めます。河村あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 河村康友登壇〕

○あんしん福祉部長（河村康友） ただいま上程されました報第十六号、五條市介護保険条例の一部改正につきまして、専決処分報告、承認を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書五十三ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、本年四月十日に介護保険法施行令の一部改正が施行されたことに伴いまして、特に緊急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定により、政令施行日と同日付けをもって専決処分としたため、同条第三項の規定に基づき、その旨を議会に報告し、併せて承認を求めらるるものでございます。

具体的な改正内容につきましては、平成二十七年分から介護保険料へ公費を投入し、低所得者の第一号保険料の軽減強化を行うこととされたことを踏まえ、第三条第二項を加えることにより、所得段階が第一段階の第一号被保険者についての保険料を平成二十七年度から平成二十九年度まで、三万二千百三十円と改めます。

また、附則につきましては、施行期日及び経過措置を定めております。

以上、御報告申し上げます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第十四、報第十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）報第十七号、専決処分の報告、承認を求めることについて（平成二十六年五條市一般会計補正予算（第八号））。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。山田理事。

〔理事 山田和宏登壇〕

○理事（山田和宏）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第十七号、専決処分の報告、承認を求めることについて（平成二十六年五條市一般会計補正予算（第八号））につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五十六ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、（仮称）五條総合体育館建設事業に係る平成二十六年五條市一般会計補正予算（第八号）につきまして、平成二十七年三月三十一日付けで、

奈良県知事より起債の同意がありましたため、また、同じく三月三十一日付け償還の市債につきまして、公債費の現計予算に不足が生じたことから、歳入歳出予算及び繰越明許費、債務負担行為並びに地方債の補正につきまして、地方自治法第七十九条第一項の規定により、同日付けをもって専決処分としたため、同条第三項の規定に基づきまして、その旨を議会に報告し、併せて承認を求めるとでございます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十六年五條市一般会計補正予算書（第八号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

当該補正でございますが、一般会計の歳入歳出予算にそれぞれ三億五千八百八十二万二千円を追加するもので、これによる予算額は歳入歳出ともに百九十六億三千八百三万円となるところでございます。

続きまして、歳出予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、八ページを御覧いただきたいと思っております。

初めに、七款土木費、四項都市計画費、五目都市公園建設事業費、十五節工事請負費の二億九千万円でございますが、（仮称）五條総合体育館建設工事費の追加でございます。平成二十六年におきまして、奈良県知事より起債の同意を受けた当該工事費に係る過疎対策事業債を今後有効に活用するため、当該予算の増額を行いまして、併せて平成二十六年執行分の二百五十六万六千円を除きます七億九千七十万円を次年度へ繰り越すものでございます。

また、当該補正額の財源内訳でございますが、平成二十六年に交付決定を受けました防災・安全交付金は一億円であったことから、国庫支出金におきまして、一億五千万円を減額いたしまして、新たに地方債四億四千万円を追加するものでございます。

なお、平成二十五年におきまして交付の決定を受けた防災・安全交付金に係ります繰越明許費十五億円につきましては、去る三月三十日付けで近畿財務局長より事故繰越しの承認を受けておりますので、工事請負費並びに監理委託料に係ります現予算額は、平成二十六年計上分と合わせまして二十二億九千万円となることから、債務負担行為の額を同額減額いたしまして六千万円とし、合計で二十三億五千万円とするものでございます。

次に、十一款公債費、一項公債費、一目元金、二十三節償還金利子及び割引料の六千五百六十六万六千円並びに二目利子、二十三節償還金利子及び割引料の三百十五万六千円でございますが、三月三十一日付け償還の地方債につきまして、当該現計予算において不足が生じたために、その所要額を追加したものでございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、六ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、十四款国庫支出金におきまして、一億五千万円を減額いたしました。十七款繰入金において、六千八百八十二万二千元を、さらに二十款市債におきまして、四億四千万円をそれぞれ追加し、歳出との均衡を図った次第でございます。

第二表繰越明許費補正、第三表債務負担行為補正並びに第四表地方債補正につきましては、説明を割愛させていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第十五、議第三十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第三十四号、五條市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。稲次すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 稲次裕美登壇〕

○すこやか市民部長（稲次裕美）ただいま上程いただきました議第三十四号、五條市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五十八ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案は、平成二十三年に歯科口腔保健の推進に関する法律が、平成二十五年に、なら歯と口腔の健康づくり条例がそれぞれ施行され、国・県において歯科口腔保健の推進に向けた法律や条例が整備されました。こうした背景の下、市民の歯と口腔の健康づくりの推進について、基本理念を定め、市の責務や保健医療等関係者の役割を明らかにし、施策の基本となる事項を定めるため、本条例を制定するものであります。主な内容につきまして、各条の概略を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書五十九ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条は、条例の目的を、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定め、市民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することと定めております。

第二条は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本理念について定めております。

第三条は、市は、基本理念に則り施策を策定し、実施することと定めております。

第四条は、保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者は、相互に連携し、施策の推進に協力するよう努めることと定めております。

第五条は、事業者の役割について定めております。

第六条は、市民は、正しい知識を持って歯科疾患の予防に積極的に取り組むよう努めることと定めております。

第七条は、市が歯と口腔の健康づくりを推進するために実施する基本的な施策について定めております。

第八条は、施策実施に必要な財政上の措置について定めております。

附則につきましては、施行期日を規定したものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）市民の健康づくりのための素晴らしい条例だと思うのですが、この条例におきまして、予算措置、また新たな事業の展開をするのか、また規則等を設けるのか、そしてまた他市の状況、設置状況等を教えていただきたいと思えます。

○議長（窪 佳秀）稲次すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（稲次裕美）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、条例制定に際して新たな予算措置があるかどうかという御質問なんですけれども、新たなこの条例を制定したという理由での新たな予算措置は今のところございません。

規則等の制定につきましては、今のところ予定はしておりませんが、これから事業者さんですとか、各福祉、教育の関係者と協議等連携を密にして、歯と口腔の健康づくりについて検討をしていくことになるのですけれども、その検討の段階で必要が発生しましたら規定していくことになるかと思えます。

他市の制定状況なんですけれども、奈良県におきましては、この条例を既に制定済みの市は十二市の中では御所市と桜井市が今年の三月定例会で制定済みというふうに向っております。

本年度で五條市と同じように制定予定の自治体につきましては、大和高田市が本年度中というふうに向いております。五條と同じように今回制定を予定しておりますのが、天理市が本六月の定例会に上程予定と聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）新たな事業の展開というのは、ございませんか。

○議長（窪 佳秀）稲次すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（稲次裕美）九番山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

この条例の制定に際して、新たな事業の計画は今のところしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）いい条例でございますので、市民のための健康づくりの条例でございます。この条例に関しての市民に対してのお知らせは

どのようにしていくのか、教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀） 稲次すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（稲次裕美） 九番山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

この条例の主な内容が、市民それから市保健医療等の関係者のいろんな役割を、今までも役割はぼやっとはあったのですけれども、今改めて規定させていただいたというのが大きな内容と、今市が行っていますいろんな歯と口腔の施策があるので、その内容で基本的な事項を定めたというのが主な内容となっております。ですので、市民の方々に、この条例を制定したことによって何か新しい協議の結果、何か新しい施策を展開するようになった場合は、広報等に載せて、こういうことでこういう事業を始めますというようなことをさせていたかどうかと思うのですけれども、この条例を規定したことによって、市民の方々に大きなメリットがあるわけではありませんので、…今のところ市民の方自体の、市の側に立ちましたら、これを規定していただけたら、いろんな方々にこういうことをするという責務が明確になり、しかも連携を密にすることという規定が明文化されておりますので、市民の方々に効率的で有効な施策をいろんなところから重複したりせずに、効率的に施策を展開できるというメリットはありますので、そういうメリットを生かして、市民の方々に一つでも多くの歯と口腔の健康に対していろんな施策を有効に利用していただけるようにしていこうと考えております。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） せっかくの取組でございますので、一つだけ御提案申し上げたいと思います。

吹田市で同じような条例を制定しまして、市民広報にきちっと載せております。歯と口腔の健康づくり条例の仕組みという、広報に載せています。しっかりこの辺のことを訴えていただいて、健康管理に、また長寿社会の口の中の健康というのは大変重要になってまいりますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

そして、その条例を記念しての、制定記念講演会というのを吹田市でやっております。これは健康から健康寿命を延ばすということで、大阪大学の歯科学部の教授が講師となって講演会を開いております。どうかいい条例でございますので、市民に知らせていただいて、そしてまたそういった機会としていい先生をお招きして口の中は大事ですよという講演をしていただければいいかと思っておりますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第十六、議第三十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第三十五号、五條市食肉処理加工施設設置条例の制定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。辻産業環境部長。

〔産業環境部長 辻 信彦登壇〕

○産業環境部長（辻 信彦）ただいま申し上げました議第三十五号、五條市食肉処理加工施設設置条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の六十二ページを御覧いただきたいと思ひます。

今回の条例制定につきましては、本年十月から食肉処理加工施設が稼働することにより、捕獲した野生獣の処理体制を円滑にまた安全に遂行し、ジビエを生かし、食肉を地域の資源として捉え、有効活用することを目的に制定するものでございます。

条例の概要につきましては、議案書六十三ページを御覧ください。

第一条は、五條市食肉処理加工施設を設置することを定めております。

第二条は、名称及び位置について定めております。

第三条は、施設には、必要な職員を置くことができると定めております。

第四条は、業務時間及び休業日を定めております。

第五条は、施設の業務内容について定めており、第六条は、搬入者が故意又は過失により施設、設備等を損傷、滅失したときの義務責任等について定めております。

第七条は、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるとしております。

附則につきましては、施行日を、公布の日からと定め、十月一日に公布するいたしました。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）これもジビエール五條開設に当たつての大事な条例となつてまいるかと思ひます。

この条例に關しまして、食肉の処理加工という、人が口にするものでございます。そうした口にするものであるところでこの条例の中の条文には入つておらないのですけれども、その辺どうお考えですか。

○議長（窪 佳秀）辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦）九番山口議員の御質問にお答えを申し上げます。

別に定めるものというものの中には、衛生管理、また運営の基準といったところのものがあると思ひます。それらの詳細につきましては、規則もしくは要綱というところで適切に対応してまいりたいと思ひております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）適切に対応していただければいいかと思ひます。やはり条例となれば一般市民、また全国のいろんなこういった食肉加工のジビエールを利用しようとしている方々が見て購入に至るかと思ひます。そうした中できちつとしたところを五條市は取り組んでおるなどというところを見せていくのがこの条例の大事な部分ではないかと思ひます。

そして、平成二十七年五月に農林水産省の方から「捕獲した鳥獣の食肉利活用について」というパンフレットがインターネットで出ております。その中では、食品衛生法というのがある、食肉処理施設都道府県等の条例で定められた施設基準に適合することとか、また食肉処理としては条例で定められた管理運営基準や調理保存基準に適合することとございます。しつかりその辺は条例で定めるか、定めないのであれば、市長が別のところで定めるとさつきおっしゃつていただきましたけれども、その中できちつと公表できるような形で、世間にお知らせできるような形で取り組んでいただきたいと思ひます。いかがでございますでしょうか。

○議長（窪 佳秀）辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦）九番山口議員の御質問にお答えを申し上げます。

先ほど申しましたように、いろんなことをきちんと定めていかななくてはならないと考えております。条例に続く規則であったり、またそれほどこだわらないものについては要綱であったりということを使い分けをしながら定めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）どうか大事な地域創生の事業でございますので、しっかりと漏れ落ちのないようにどうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第十七、議第三十六号、議第三十七号、議第四十一号及び議第四十二号を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第三十六号、五條市上野公園等条例の制定について。

議第三十七号、五條市阿田峯公園条例の制定について。

議第四十一号、五條市都市公園条例の一部改正について。

議第四十二号、五條市上野公園等条例の廃止について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。田中都市整備部長。

〔都市整備部長 田中稔泰登壇〕

○都市整備部長（田中稔泰）ただいま上程いただきました議第三十六号及び第三十七号並びに議第四十一号、議第四十二号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議第三十六号、五條市上野公園等条例でございます。

恐れ入りますが、議案書六十五ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案は、五條市上野公園等条例として五條市上野公園、五條市阿田峯公園の両公園を設置してまいりましたが、利用状況等の整理を行うものとし、五條市上野公園単独での設置とするものであります。

次に、条項の内容につきまして要点のみ御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の六十六ページから七十二ページを御覧願いたいと存じます。

制定する項目として、第一条は、条例で定める設置規定を定めております。

第二条は、名称及び位置であります。

第三条から第六条では、指定管理者等による管理、申請、指定、業務について定めております。

第七条は、開園時間、第八条は、休園日について定めております。

第九条から第十一条につきましては、利用許可とその制限、取消し等について定めております。

第十二条から第十三条につきましては、利用料金について定めております。

第十四条は、損害賠償等について、第十五条は、秘密保持義務、第十六条につきましては、委任について定めております。

附則につきましては、平成二十七年七月一日から施行することとし、この条例の施行の際、現に五條市上野公園等条例により上野公園の施設利用の許可を受けている者は、五條市上野公園条例の規定に基づく利用の許可を受けた者とみなすこととしております。

次に、議第三十七号、五條市阿田峯公園条例でございます。

恐れ入りますが、議案書七十三ページを御覧いただきたいと思います。

本議案は、五條市上野公園等条例として、五條市上野公園、五條市阿田峯公園の両公園を設置してきましたが、利用状況等の整理を行うものとし、五條市阿田峯公園を単独での設置とするものであります。

次に、条項の内容につきまして、要点のみ御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の七十四ページから八十ページを御覧願いたいと存じます。

制定する項目として、第一条は、条例で定める設置規定を定めております。

第二条は、名称及び位置であります。

第三条から第六条では、指定管理者等による管理、申請、指定、業務について定めております。

第七条は、開園時間、第八条は、休園日について定めております。

第九条から第十一条につきましては、利用許可とその制限、取消し等について定めております。

第十二条から第十三条につきましては、利用料金について定めております。

第十四条は、損害賠償等について、第十五条は、秘密保持義務、第十六条につきましては、委任について定めております。

附則につきましては、平成二十七年七月一日から施行することとし、この条例の施行の際、現に五條市上野公園等条例により阿田峯公園の施設利用の許可を受けている者は五條市阿田峯公園条例の規定に基づく利用の許可を受けた者とみなすこととしております。

以上で議第三十七号の提案理由の説明を終わらせていただきます。

次に、議第四十一号、五條市都市公園条例の一部改正についてでございます。

恐れ入りますが、議案書の九十ページ、九十一ページを御覧願いたいと存じます。

本条例の一部改正につきましては、本議会提出の議第三十六号、五條市上野公園条例及び議第三十七号、五條市阿田峯公園条例の制定に伴い、文言の整理を行うため、五條市都市公園条例の一部を改正するものでございます。

五條市都市公園条例第七条第一項中「市の管理する公園施設で有料で利用させる」の次に、「ものうち、他の条例に定めのある公園施設を除く」を加えるものであります。

附則につきましては、条例の施行日は平成二十七年七月一日から施行することとしております。

次に、議第四十二号、五條市上野公園等条例の廃止についてでございます。

恐れ入りますが、議案書の九十二ページ及び九十三ページを御覧願いたいと存じます。

本条例の廃止につきましては、これまで五條市上野公園等条例として、五條市上野公園、五條市阿田峯公園の両公園を設置しておりますが、本議会提出の議第三十六号、五條市上野公園条例及び議第三十七号、五條市阿田峯公園条例の制定により、それぞれ単独での設置といたしたため、五條市上野公園等条例を廃止するものでございます。

附則につきましては、条例の施行日は平成二十七年七月一日から施行するものとしております。

以上で議第三十六号、議第三十七号、議第四十一号、議第四十二号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本四議案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第十八、議第三十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第三十八号、五條市行政手続条例の一部改正について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。福塚市長公室長。

〔市長公室長 福塚勝彦登壇〕

○市長公室長（福塚勝彦）ただいま上程いただきました議第三十八号、五條市行政手続条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。恐れ入ります、お手元の議案書、八十一ページを御覧願います。

このたびの改正でございますが、行政手続法の改正の趣旨に沿った規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。八十二ページを御覧願います。

改正の内容でございますが、目次中「第四章 行政指導（第三十条から第三十五条）」の次に「第四章の二処分等の求め（第三十五条の二）」を追加し、第三条中「第四章」を「第四章の二」に改めるものでございます。

また、第二条以下文言の漢字表記を記載のとおり改めるものでございます。

次に、八十二ページの下から四行目、第三十三条におきましては、同条第二項及び第三項を同条第三項及び第四項とし、新しく第二項を加えます。

内容といたしまして、行政指導に携わる者は、行政指導をする際に、八十三ページの上段、第一号から第三号まで記載しておりますとおり相手方に根拠となる法令の条項や理由等を示さなければならぬとするものでございます。

次に、第三十四条でございますが、第三十四条の次に第三十四条の二「行政指導の中止等の求め」を加えます。

内容といたしましては、法令に違反する行為の是正を求める行政指導を受けた相手方が、その行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合していないと考える場合には、その行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、その行政指導の中止その他必要な措置を取ることを求めることができるものでございます。

第二項は、前項の申し出に係る記載事項について定めております。

第三項では、第一項の申し出があった場合の必要な調査、必要な措置について定めております。

続きまして、八十四ページを御覧願います。

「第四章」の次に「第四章の二処分等の求め」を加えまして、第三十五条の二「処分等の求め」を加えます。

内容としましては、何人も、法令に違反する事実を発見した場合に、行政機関に対し、その旨を申し出て、それを是正するための処分や行政指導を求めることができるものとして定めております。

第二項は、前項の申し出に係る申出書の記載事項について定めておるところでございます。

第三項は、第一項の規定で申し出のあったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、その処分または行政指導をしなければならないとするものとして定めております。

また、附則におきまして、五條市税条例及び五條市国民健康保険税条例の一部を改正し、行政手続条例の引用部分について、条項ずれに対応しておるところでございます。

五條市税条例につきましては、第四条第二項中、また、五條市国民健康保険税条例については、第二十五条第二項中のそれぞれ「第三十三条第三項」を「第三十三条第四項」に、「第三十三条第二項」を「第三十三条第三項」に改めるものとして定めております。

なお、本条例の施行期日は、公布の日といたしております。

以上で議第三十八号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀） トイレ休憩のため、午後五時二十分まで休憩をいたします。

午後五時七分休憩に入る

午後五時二十分再開

○議長（窪 佳秀） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

現在の出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（窪 佳秀） 次に、日程第十九、議第三十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治） 議第三十九号、職員の再任用に関する条例の一部改正について。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明を求めます。福塚市長公室長。

〔市長公室長 福塚勝彦登壇〕

○市長公室長（福塚勝彦） ただいま上程されました議第三十九号、職員の再任用に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し

上げます。

恐れ入ります、お手元の議案書八十六ページを御覧願います。

この条例の改正理由でございますが、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成二十七年十月一日に施行されることに伴いまして、公務員が加入する共済年金が、厚生年金に統一されることから、これを引用しております本条例の規定を整備しようとするものでございます。

改正内容でございますが、恐れ入ります、お手元の議案書八十七ページを御覧願います。

条例附則第二条中、地方公務員等共済組合法の附則第二十五条の二第一項第一号を厚生年金保険法の附則第七条の三第一項第四号に改めるものでございます。

なお、附則につきましては、この条例は平成二十七年十月一日から施行することとしております。

以上で議第三十九号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第二十、議第四十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第四十号、五條市国民健康保険条例の一部改正について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。稲次すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 稲次裕美登壇〕

○すこやか市民部長（稲次裕美）ただいま上程いただきました議第四十号、五條市国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の八十八ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例改正の理由につきましては、国民健康保険法の一部が改正されたためであります。

改正内容につきましては、条例中で引用している法律の条番号を改めるものであります。

それでは、改正条例の内容につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の八十九ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、五條市国民健康保険条例第八条第一項につきましては、条文中の国民健康保険法の引用条文の条ずれに対応するよう規定の整備を行うものであります。

附則につきましては、施行期日を規定したものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀） 次に、日程第二十一、議第四十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治） 議第四十三号、市道路線の変更について。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明を求めます。田中都市整備部長。

〔都市整備部長 田中稔泰登壇〕

○都市整備部長（田中稔泰） ただいま上程いただきました議第四十三号、市道路線の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案につきましては、市道野原西一九号線の終点部及び幅員の変更をするものでございます。

恐れ入りますが、議案書の九十四ページ及び添付の地図を御覧いただきたいと存じます。

この路線につきましては、平成十二年度におきまして延長二〇〇メートルの間、野原西一九号線として認定いただいているところでございます。

提案理由といたしましては、平成二十四年六月に策定された五條市まちづくり構想に基づき事業実施する箇所であり、変更の概要といたしましては、終点を「五條市野原西一丁目七〇番地の一四地先」から「五條市野原西一丁目一番地の六地先」に変更するもので、延長は「二〇メートルから四五〇・八メートル」となり、二五〇・八メートルの延伸となります。

幅員につきましては「二〇メートル」を「一〇メートルから一五メートル」に変更となります。

以上で議第四十三号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「三番」の声あり）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）この議案に関しては、先の議会運営委員会で厚生建設の方に付託するという方向でお話させていただいておったのですが、付託する前に、念のために確認だけさせていただきます。

今言っているこの間は、ほかの補助事業によって今市が公社から買い取ってされている途中だと思うのですけれども、今現在これは公社から市に所有が移っておるのか、もしまだであれば、公社の土地を市道認定することは法的に問題がないのかどうか、そのところだけ確認いただけますか。

○議長（窪 佳秀）田中都市整備部長。

○都市整備部長（田中稔泰）牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

今回延伸をお願いしている部分については、公社よりの買戻しはまだでございます。

それと市道認定の条件につきましては、市道認定の条件の中で底地が市所有のもの、あるいは市の所有となると見込まれるものという規約がございますので、その分にはその部分で担保できるのかなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第二十二、議第四十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第四十四号、平成二十七年五條市一般会計補正予算（第一号）議定について。

（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番議会運営委員会吉田雅範委員長。

○十番（吉田雅範）ただいま上程になりました議第四十四号につきましては、去る一日の開会日において市長から提出議案の概要説明を受けて

おりますので、提案理由の説明は結構かと思いますが、本議案は新規事業や政策的な経費を抑えた、いわゆる骨格予算で編成されていた当初予算に対する肉付けの予算案でありますので、慎重審議を期するため、この際予算審査特別委員会を設置していただきたいと思っております。

なお、委員の数は七名とし、委員の選任については、議長に一任したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長から御提案がありましたように、本案は慎重審議を期するため、委員の定数を七名とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）異議なしと認めます。よって本案は委員の定数を七名とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決しました。

なお、委員の選任につきましては、あらかじめ御協議をいただいておりますので、議長から指名をいたします。

それでは指名いたします。一番養田全康議員、三番牧野雅一議員、四番宗部康寛議員、五番吉田 正議員、八番福塚 実議員、九番山口耕司議員、十番吉田雅範議員、以上七名の方にお願いをいたします。

なお、正副委員長の選出並びに審査の日程等について御協議を願いたいと思っておりますので、各位には本日散会后、直ちに議長室に御参集をお願いいたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第二十三、議第四十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第四十五号、平成二十七年五條市下水道事業特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。田中都市整備部長。

〔都市整備部長 田中稔泰登壇〕

○都市整備部長（田中稔泰）ただいま上程いただきました議第四十五号、平成二十七年五條市下水道事業特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の下水道事業特別会計補正予算書の一ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ二百四十万円を追加し、総額をそれぞれ十一億四千五百三十万円とする歳入歳出予算の補正でございます。

内容につきまして、まず歳出から御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページ及び五ページの歳入歳出補正予算事項別明細書を御覧いただきたいと存じます。

一款下水道費、一項下水道費、一目下水道総務費のうち、十三節委託料二百四十万円につきましては、下水道事業法適化基本方針検討業務委託料の追加であります。

次に、歳入でございます。

六款市債、一項市債、一目土木債、四節地方公営企業法適化事業債二百四十万円を追加し歳入歳出の均衡を図っております。

理由といたしましては、総務省より、平成二十七年から平成三十一年度までを下水道事業等の公営企業会計適用の集中取組期間とし、その期間内に、人口三万人以上の市区町村におきましては、公営企業会計に基づいたものに移行していることが求められております。

なお、下水道事業法適化基本方針検討業務委託の内容といたしましては、法適用の範囲、計画策定、準備体制、スケジュール等の方針を検討いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第二十四、議第四十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第四十六号、平成二十七年五條市墓地事業特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。辻産業環境部長。

〔産業環境部長 辻 信彦登壇〕

○産業環境部長（辻 信彦）ただいま上程いただきました議第四十六号、平成二十七年五條市墓地事業特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十七年五條市墓地事業特別会計補正予算書（第一号）の一ページより御覧いただきたいと思ひます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算の補正でございますして、歳入歳出の現計予算にそれぞれ一千五百十一万円を追加するものでございますして、これに伴う予算総額は、歳入歳出ともに一千八百四十二万円となるところでございます。

初めに、歳出予算について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページの歳出の項を御覧いただきたいと存じます。

一款、一項墓地事業費、二目墓地建設事業費、十一節需用費の三十万円及び十二節役務費の一万円並びに委託料の一千四百八十万円でございますが、（新）市営墓地の建設に伴う経費を予算化するものでございまして、消耗品等の事務的経費を始め、測量、基本設計並びに地質調査のそれぞれの業務について委託を行うため、当該所要額を計上いたしております。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、三ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと思ひます。

歳入予算につきましては、一款繰入金、一般会計において、一千五百十一万円を追加いたしまして、歳出との均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「八番」の声あり）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）四ページの説明の部分で六万円食糧費となっておるのですけれども、墓地事業に食糧費というのは、お供え物ですか。何で

すか。

○議長（窪 佳秀） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

この部分につきましては、今後地元説明会等で必要なお茶であるとか、そういうふうなものの経費を計上しております。
以上でございます。（「八番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 食糧費と書いてあるのは、余りどうかなと思うので、会議費とかそういうふうな形に名目を変える方がいいのかなと思うのですけれども、一応書いてあるので、それでいいです。

○議長（窪 佳秀） 質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀） 次に、日程第二十五、議第四十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治） 議第四十七号、平成二十七年五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明を求めます。河村あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 河村康友登壇〕

○あんしん福祉部長（河村康友） ただいま上程いただきました議第四十七号、平成二十七年五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十七年五條市介護保険特別会計補正予算書を御覧いただきたいと存じます。

今回の補正予算につきましては、介護保険法施行令の一部改正が本年四月十日に施行され、公費を投入して低所得者に対する保険料の軽減強化を行うため、一般会計において受け入れた国庫・県費を含む財源を市の負担分とともに繰り出し、介護保険特別会計において受け入れる

ため、歳入の予算額の財源内訳を変更するものでございます。

それでは三ページの歳入につきまして、御説明を申し上げます。

一款介護保険料、一項介護保険料、一目第一号被保険者介護保険料において一千七十九万二千円の減額を行い、七款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金に一千七十九万二千円を追加いたしました。歳入の内訳変更をしたものでございます。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第二十六、議第四十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第四十八号、平成二十七年五條市大塔診療所特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。稲次すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 稲次裕美登壇〕

○すこやか市民部長（稲次裕美）ただいま上程いただきました議第四十八号、平成二十七年五條市大塔診療所特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十七年五條市大塔診療所特別会計補正予算（第一号）を御覧いただきたいと存じます。

まず、一ページにつきまして、御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ三千四百四十万円を追加して、歳入歳出の予算総額を八千六百三十万円とするものでございます。

次に、歳出につきまして、御説明を申し上げます。

四ページ下段を御覧いただきたいと存じます。

一款総務費、一項総務管理費、一目業務費の三千四百四十万円の増額につきましては、大塔診療所の改修と電子カルテ導入に要する経費であります。

同診療所は、平成二十三年九月の紀伊半島大水害が発生した後は、大塔支所の二階で診療業務を行ってまいりました。しかし、スペースが狭く診察室の仕切りもない状態であることから、大塔支所の三階を改修し、診療施設の整備を図るため、所要の経費を計上するものであります。

十三節委託料につきましては、改修工事のための設計業務委託料として百五十万円を、管理業務委託料として五十万円を、また十五節工事請負費につきましては、改修工事費として二千七百四十万円を計上いたしております。

十八節備品購入費五百万円につきましては、南奈良総合医療センター開業により構築される南和地域公立三病院間の医療情報ネットワークを活用して、南和地域九箇所の公立へき地診療所と三病院との間でも紹介状の送受信、診療予約、検査データの閲覧等を行えるよう電子カルテによる医療連携が図られることから、大塔診療所におきましても電子カルテ導入費用として計上いたしております。

次に、歳入につきまして、御説明を申し上げます

同ページ上段を御覧いただきたいと存じます。

三款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金、一節一般会計繰入金二千七百四十三万一千円と、四款国庫支出金、一項国庫補助金、一目へき地診療所施設整備事業費補助金、一節へき地診療所施設整備事業費補助金六百九十六万九千円の合計三千四百四十万円を追加いたします。歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）大塔診療所の改修工事が必要だと考えます。私も昨年度に現場を見させていただきまして、三階に今レントゲン室があるんですかな。そして今の二階で先生の更衣室もないというようなところで診察を行っていたらいいおわけでございます。

この二千七百万円という改修事業費、大変高いと思うのですけれども、平米単価幾らくらいになっておるか教えてもらえますか。

○議長（窪 佳秀） 山口議員、これ厚生建設常任委員会に付託しているので、山口議員は予算審査特別委員会におつてくれるので、そこでの質問では駄目ですか。

○九番（山口耕司） これ予算審査特別委員会違いますんや。厚生建設ですんや。私、総務文教やからさせてもらっていますんやけど、あきまへののかな。

○議長（窪 佳秀） はい、分かりました。稲次すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（稲次裕美） 九番山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回改修する面積は一四六・五平米となっています。割り算をさせていただきますと、平米単価が十八万七千円となっております。以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） きちっと積算をされていると思いますけれども、これから設計段階で既存のフロアのところに仕切りを作つて診療所を設けるわけですね。特に単価が高くなる理由は、どういった理由で…。電気工事が高くつくとか、設計も高いけど。

○議長（窪 佳秀） 稲次すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（稲次裕美） 九番山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

高くなる原因といたしまして、考えられますのが、トイレの改修、これが車椅子でも入れるように三階のトイレを大改修するという事になっております。後、廊下ですとか全て車椅子で移動ができるように改修するというのが、高くなる要因の一点と、あと石綿が三階の天井の部分で一部使われているところがありまして、それを完全に塗りこんでしまう工事が必要になるというのも、高くなる要因になっているかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） 大塔診療所の件は件で改修してあげたらいいと私は思います。高いとか安いとか言うつもりも何ありませんけれども、今補正予算、なんやかんや挙がつていますけれども、今六月議会ですやろ、当初予算の組み方はどないなっとんでこれ。大塔診療所なんか前から不便やし直したらあかんことは早くから分かっている話やろ。市長でも副市長でも答えてくれたらいいけれども、市長が最初に市長に

なったときに、俺は補正予算は組まんと言うとったと思う。それはそれでよろしいやん。当初の予算さえきっちりしとったら九月までくらいいけるはずや。何かの災害とかあつたらそれはしやないわ。補正予算というのは。繰越にしても国からの緊急のあれで三月の末に金が入っているから、これは繰り越さんなんかとつかというのとはよく分かるけれども、六月のそんな予算に、補正予算って、四月の当初予算でさえ使っていないのに、まだ去年のやつ引きずっているのに、大塔はしたつたらいいと私は思いますよ。それやつたら当初予算に何で組まないの、これ。なんか理由ありますの。

○議長（窪 佳秀） 太田市長。

○市長（太田好紀） 益田議員の質問にお答え申し上げます。

まず、当初予算でやるというのは基本原則ですけれども、これに対して私異議を申し上げました。というのは、当然二階ということで、高齢者の人が二階で診療を受けるというのは大変違和感を感じました。それが三階になるということは、大変これはおかしいと、もつと一階でできないのかと、高齢者の皆さんですから、エレベーターはありますけれども、二階からまた三階に行くというようなそんな考えよりも、もつと一階でやる。それか、そのスペースがないか。その近くで土地を探してもやれと、再度見直せということで私が指示をしました。そんな形の中から、いろいろといるんな形で、アンケートも多分とっていただと思います。その中で最終的に遅れたということになったわけですけれども、基本原則、当然当初予算に乗せるのが当然でありますけれども、それでもあそこは災害があった地域でどうしても高齢者の皆さんが多い、これからもつと増えていくという中で、三階にするのが本当にいいのかなと、当然車で来てすぐ降りられて、そしてすぐ診察に入られる、そういう形にするのが適当であろうという形の中から、再度見直せという形の中から、二階からいろいろ探した結果、またアンケートをとった結果、最終的に見つからなかった。どうしても、しかしながらあそこが拠点という中で、やはり支所の中に置いてほしいというのが地域住民の皆さんの声だということの中で、最終的に三階が一番ベストだという形の中で今回上程になったということでもあります。以上です。

○議長（窪 佳秀） 質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日六日から十八日まで休会とし、次回十九日午前十時に再開して、議案審議を行います。
本日は、これをもって散会いたします。

午後五時五十六分散会

